

鎌倉市の地域福祉を推進するための

# かまくら ささえあい福祉プラン

計画期間

平成27年度～平成29年度



平成27年4月

基本理念

「つながり支え合う安心のまち かまくら」

鎌倉市

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

## ごあいさつ



わが国は少子高齢社会を迎え、本市においても核家族化やライフスタイルの変化などにより地域コミュニティが薄れつつあり、地域では、高齢者や障害者の見守り、子育て支援をいかに担っていくかが課題となっています。

一方、私たちのまち鎌倉では、活発な市民活動が行われているほか、福祉施設や事業者が専門的知見を活かして地域に根差した事業を行い、福祉の向上に尽力いただいています。

このプランでは、地域に暮らす方々、地域で活動されている方々、福祉の関係機関等にそれぞれの役割として取り組んでいただきたいこと、市や鎌倉市社会福祉協議会が取り組むべきことをまとめました。ともに自分たちにできることを考え、行動することで「つながり支え合う安心のまち かまくら」の実現に向けて一体となって地域福祉を推進していきましょう。

今後とも、一層の地域福祉の推進に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にご尽力いただいた策定委員会委員の皆様、ヒアリング、アンケートにご協力いただいた地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、当事者団体、関係施設の皆様に感謝申し上げます。

鎌倉市長 松尾 崇



社会福祉協議会を取り巻く環境は、この数年、社会福祉関係諸法令や制度の改正により、大きく変わってきています。平成27年度は、生活困窮者自立支援法が施行され、介護報酬の改定があり、地域包括ケアシステムの基盤強化の実現が進められます。また、社会福祉法人については、「社会福祉法人制度の在り方についての報告書」を踏まえ、透明性の確保、ガバナンスの強化、社会貢献への取組みが求められており、今後、こうしたことに対する本会の取組みが問われていくものと思われます。

本会は、これまでその時代の要請もあり、「介護保険事業」や「地域包括支援センター事業」、「成年後見センター事業」など様々な事業に取り組んできました。今後も、高齢者や障害者をはじめとする援護や支援を必要とする人たち、制度の狭間で生きづらさや生活不安を抱える人たちが、自立した日常生活や社会生活を営めるよう、何をしなければならないのか、地域には何が問われているのか、こうした課題の解決を図っていきたいと考えます。

本会は、様々な生活環境で暮らしている人たちの意見に真摯に耳を傾け、市民に真に喜ばれる事業づくりを目指し、鎌倉市と協働で、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする、鎌倉市の地域福祉を推進するための「かまくら ささえあい福祉プラン」を策定しました。平成27年度はその初年度にあたりますが、事業を進める際は、関係者や市民と協働し、着実にプランが進展するよう地道に実践に努めていきます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員をはじめ、ヒアリングやアンケートなどにご協力をいただきました市民や関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会  
会長 梅澤 淑彌

# 目 次

ごあいさつ .....	1
第1章 計画の策定に当たって .....	3
1 地域福祉とは .....	3
2 鎌倉市における地域福祉推進の取組み .....	3
3 市社協における地域福祉推進の取組み .....	3
4 計画の一体的策定について .....	3
5 計画の期間 .....	4
6 鎌倉市の現況 .....	5
第2章 平成25年度の実績・評価 .....	10
1 鎌倉市の主な取組みと成果及び課題 .....	10
2 市社協の主な取組みと成果及び課題 .....	11
第3章 計画の考え方 .....	14
1 基本理念 .....	14
2 地域福祉を進めるための5つの目標 .....	14
3 目標達成のための各主体の役割・取組み一覧 .....	16
第4章 施策の推進 .....	18
1 目標Ⅰ「総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立」 .....	18
2 目標Ⅱ「情報の収集と提供」 .....	21
3 目標Ⅲ「関係機関等との連携強化」 .....	24
4 目標Ⅳ「交流の促進」 .....	27
5 目標Ⅴ「人材の育成」 .....	36
第5章 計画の推進 .....	39
1 計画の進行管理 .....	39
第6章 資料編 .....	①
1 要綱 .....	①
2 策定委員会委員名簿 .....	②
3 策定経過 .....	③
4 福祉関係団体等へのヒアリング・アンケート実施結果 .....	⑤

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくために、地域に関わるすべての者が、お互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方です。

社会福祉法（第4条「地域福祉の推進」）では、地域福祉の推進の基本的な考え方として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

## 2 鎌倉市における地域福祉推進の取組み

鎌倉市は平成18年度から平成27年度までを計画期間とした「鎌倉市健康福祉プラン」に平成16年度に策定した「地域福祉計画」を再編して取り入れ、地域住民、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携、協働して地域福祉の推進を図ってきました。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、計画を推進する上での考え方の一つとして「市民自治」を掲げ、その中で、地域コミュニティの活性化などとともに「地域福祉の推進」を位置付けています。

具体的な施策としては、平成26年度から平成28年度までの前期実施計画期間では、「情報」「課題解決の場づくり」「人材育成」の3つの面から地域の取組みを支援する「地域福祉支援室」と、高齢者、障害者、子どもなどの分野にとらわれない健康福祉に関する事や、福祉活動に関する初期相談に応じ、助言や福祉のサービスの案内などを行う「地域福祉相談室」の2つの事業を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいます。

その他、神奈川県地域福祉支援計画との連携を図るとともに、総合計画での位置づけを踏まえ、高齢者、障害者、子ども、防災など、本市が策定している個別計画においても、地域住民の活動支援について積極的に取り組んでいます。

## 3 市社協における地域福祉推進の取組み

市社協はこれまで、地域住民や関係団体、事業者等が主体となって地域の福祉・生活課題の解決に向けた活動を行い、市社協や行政がどのように支援していくかを記載した「地域福祉活動計画」を策定し、神奈川県社会福祉協議会の活動推進計画とも連携して地域福祉の推進を図っています。

第3次地域福祉活動計画では「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本目標としてその目標を達成するため「集う」「相談」「つながり」「参加」「福祉人材」「情報」をキーワードに6つの目標を掲げて「一人ひとりへの直接支援」「小地域を単位として行う地域づくりの支援」「NPOや施設、団体、包括などと個を支えるためのネットワークづくり」の3つの支援を重点施策として「ボランティア連絡協議会との連携によるボランティア研修会の開催」や「補助金の交付」「地区社協への助成金の交付などによる見守り活動の支援」など地域福祉の推進に取り組んでいます。

## 4 計画の一体的策定について

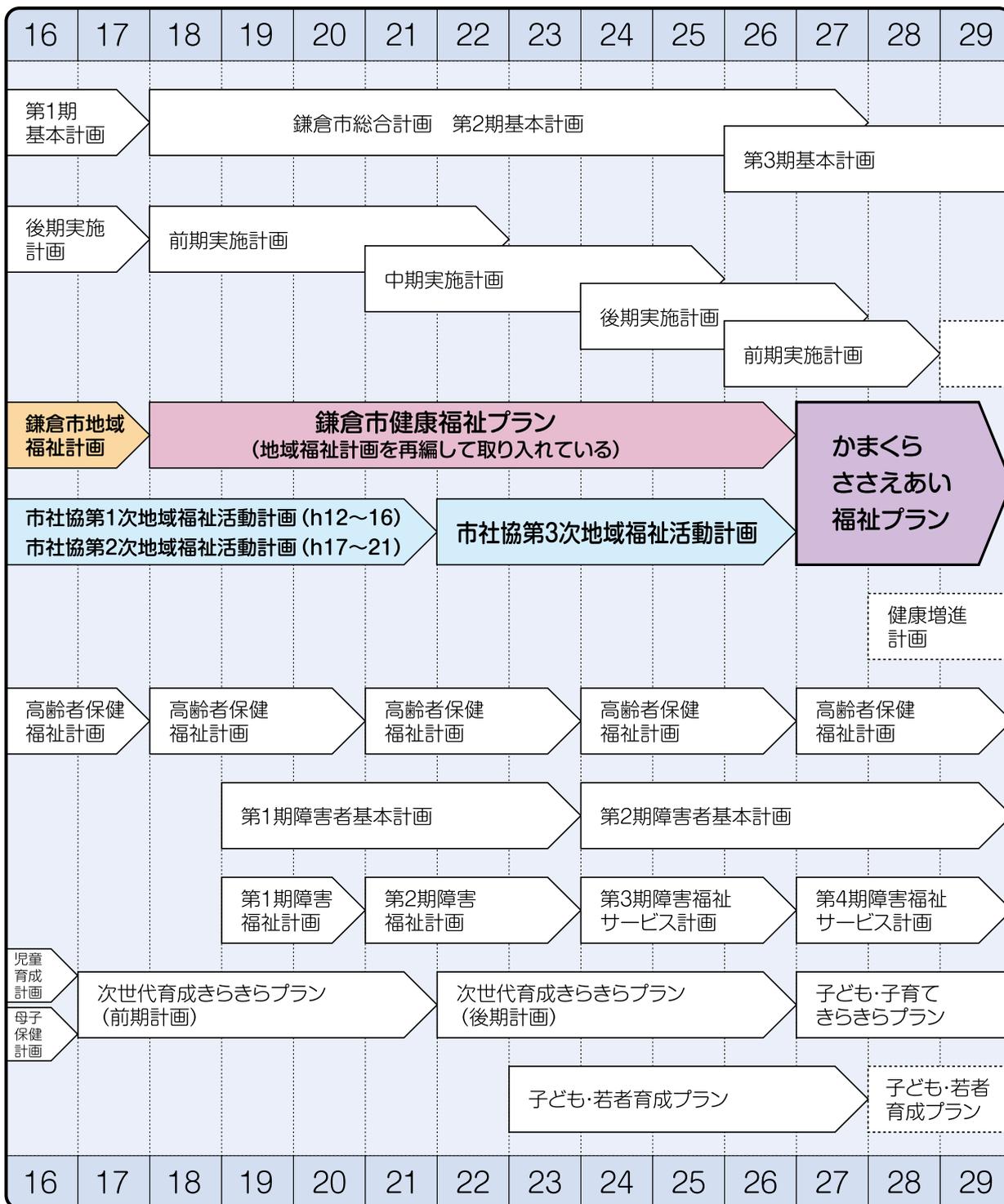
これまで鎌倉市が策定する「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」により、双方が連携、協働して地域福祉の推進を図ってきましたが、本来、地域福祉の「主役」である地域住民の方々にとっては、2つの計画から役割を求められている形となり、結果として分かりにくいものとなっていました。

そこで今回、鎌倉市と市社協が一体となって地域住民の活動を支援するという姿勢を明確に示すため、鎌倉市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」の2つの要素を持った一体的な計画「かまくら ささえあい福祉プラン」を策定しました。

## 5 計画の期間

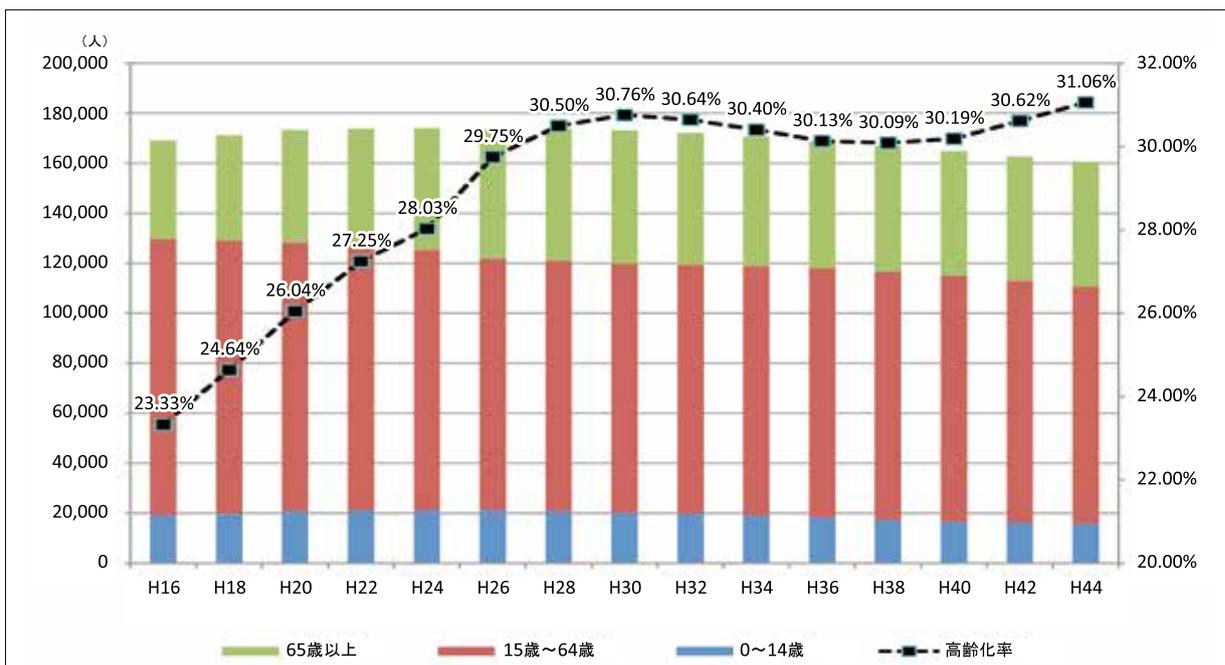
本計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とし、これを第1期計画期間とします。また、第1期計画期間終了後の平成30年度以降の6年間は、各地域で作成された地域福祉活動に取り組むための計画を盛り込んだ第2期計画期間とします。

鎌倉市の総合計画と保健福祉関係個別計画（平成16年度～平成29年度）



## 6 鎌倉市の現況

### (1) 人口の推移



本市の人口は昭和62年をピークに減少し、平成14年から再び増加してきましたが、平成20年以降は173,000~174,000人の間で推移しています。

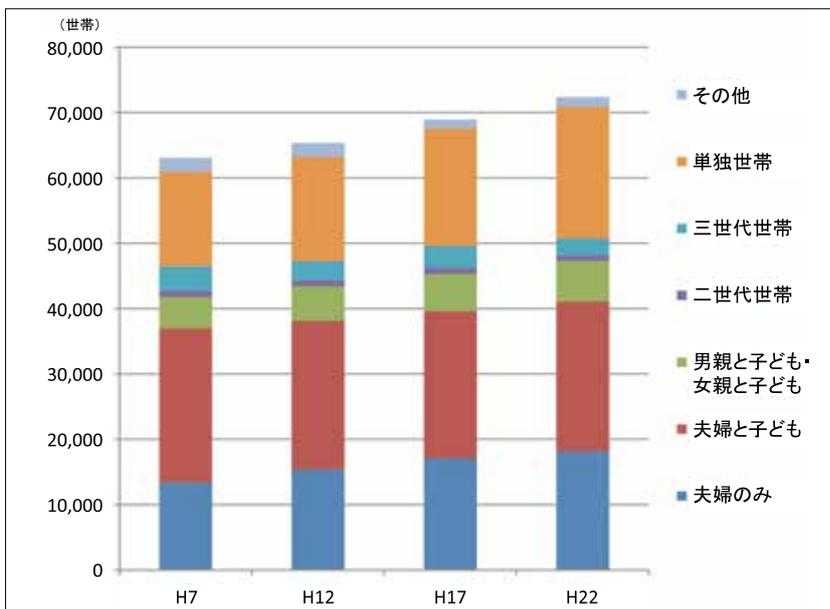
平成16年からの10年では、年少人口(0~14歳)は微増、高齢者人口(65歳以上)は大きく増加しているのに対し、生産年齢人口(15~64歳)は減少しています。

平成24年に実施した将来人口推計では、平成26年を境に総人口は減少し、高齢者の割合は平成30年頃まで増加、その後30~31%で推移すると推計されています。

【鎌倉市総務課市政情報担当、鎌倉市政策創造担当】

※平成26年までは国勢調査を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算した各年1月1日現在の推計値。平成28年以降は、平成24年1月1日の人口を基準とし、コーホート要因法を用いた推計値。

### (2) 世帯の家族類型別の割合

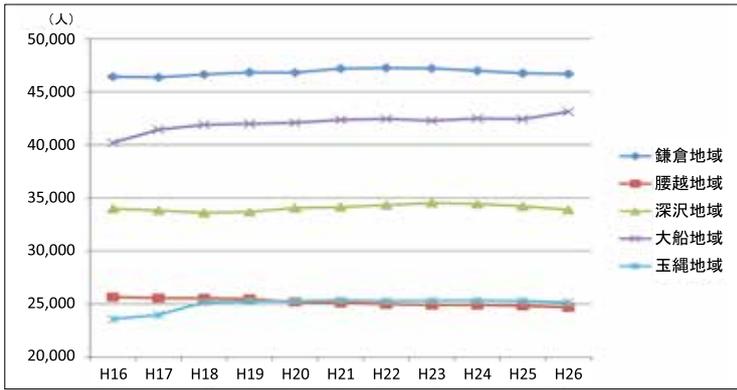


夫婦と子ども、二世帯、三世帯の家族は減少し、単独世帯及び夫婦のみの世帯が増加しています。

【総務省統計局国勢調査結果】

※基準日 各年10月1日

### (3) 地域別人口推移



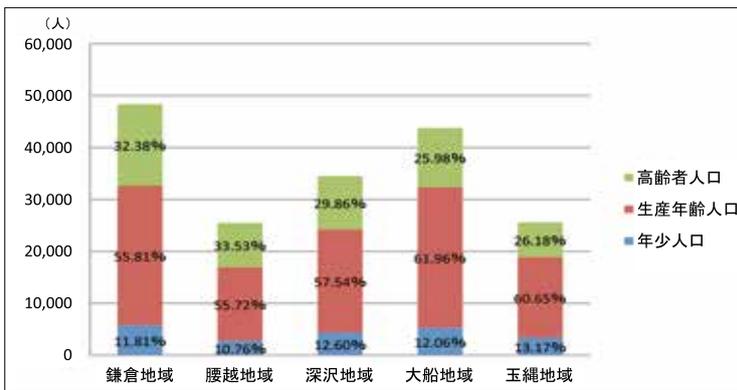
最も人口が多いのは鎌倉地域で、大船地域の人口も増加を続けています。

#### 【鎌倉の統計】

※各年10月1日現在

※国勢調査を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計

### (4) 地域別年齢3区分別人口

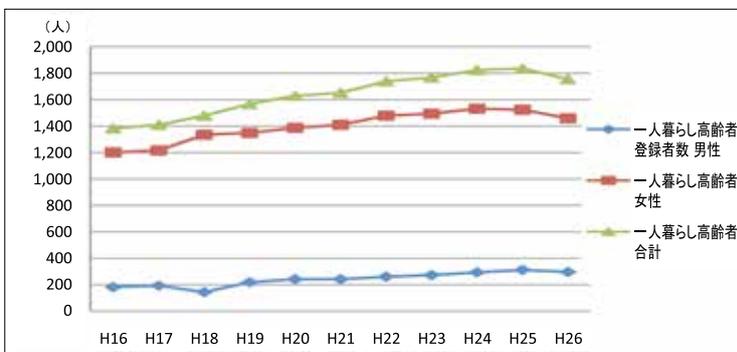


鎌倉地域及び腰越地域では、高齢者(65歳以上)の人口割合が30%を超えています。年少人口(0~14歳)の割合が最も多いのは玉縄地域です。

#### 【鎌倉市総務課市政情報担当 住民基本台帳】

※平成26年9月30日現在

### (5) 一人暮らし高齢者登録数の推移

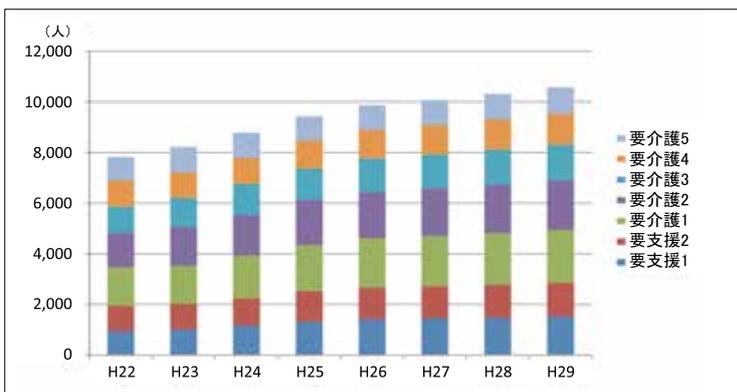


一人暮らし高齢者登録制度は、地域での見守りや災害時の連絡に活用するための任意の登録制度で65歳以上の一人暮らしの方が登録できます。

#### 【鎌倉市高齢者いきいき課】

※各年4月1日現在

### (6) 要支援・要介護認定者数の推移

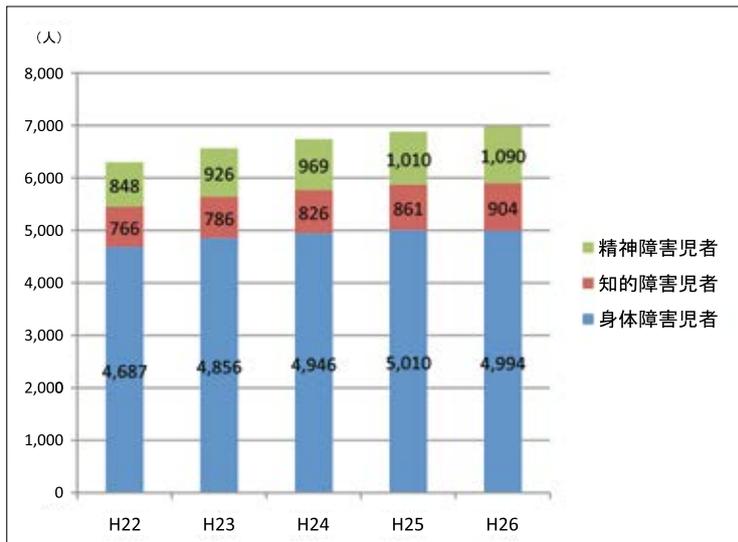


75歳以上の人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加しています。平成27年度には10,000人を超えることが見込まれています。

#### 【鎌倉市高齢者いきいき課】

※平成21年~26年は9月30日現在の実績値  
平成27年以降は推計値

## (7) 障害児者数の推移

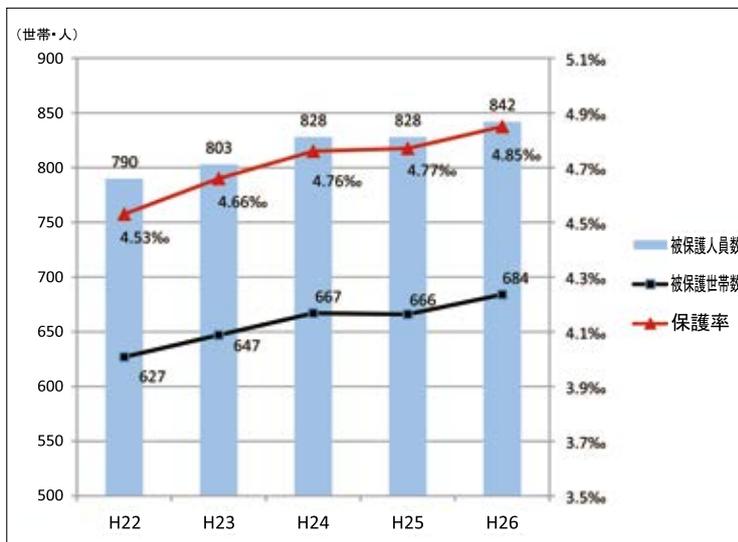


障害児者数は、5年間で約11%増加しています。身体障害児者の割合が大きですが、とりわけ精神障害児者の増加率が大きく、5年間で約29%増加しています。

【鎌倉市障害者福祉課】

※身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数  
※各年4月1日現在

## (8) 生活保護世帯数の推移



生活保護受給者数は平成22年度以降、増加傾向です。

【鎌倉市生活福祉課】

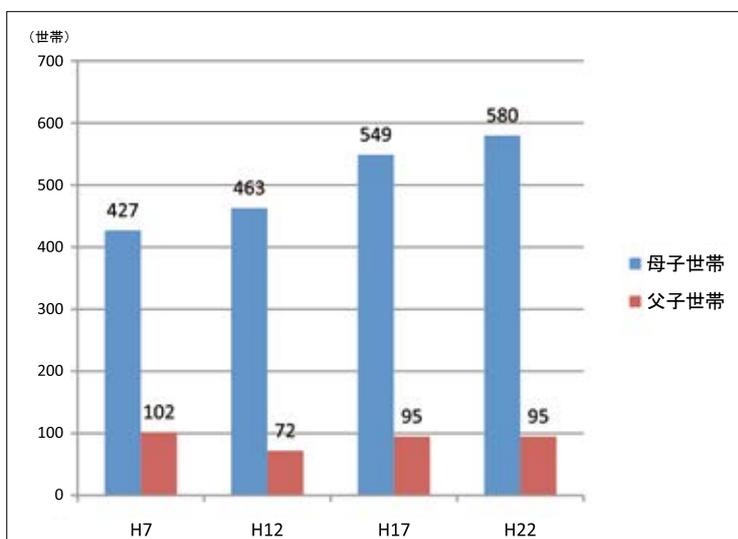
※保護率は

$(\text{被保護人員の実数}) \div (\text{管内人口}) \times 1000$

※被保護世帯数には保護停止中も含む

※平成22～25年までは年度内平均、平成26年は4月から平成27年1月末の平均

## (9) ひとり親世帯数の推移



平成22年度までの調査によれば母子のみで生活する世帯数が増加しています。

【総務省統計局国勢調査結果】

※母子のみ、父子のみの世帯で、他の世帯員がいる世帯は含まない

## (10) 地区社会福祉協議会の概要

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、地区住民や自治・町内会、民生委員児童委員その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成され、生活上の色々な問題や課題について話し合い、問題解決のための活動などを行う住民組織です。市内には9つの地区社協があり、高齢者のための会食会や高齢者サロン、子育てサロンの開催等、それぞれの地区で住民のための福祉活動を行っています。

	第一地区社協	大町地区社協	材木座地区社協	第三地区社協	腰越地区社協
範囲	十二所、浄明寺1～6丁目、二階堂、西御門1・2丁目、雪ノ下1～5丁目・未表示、扇ガ谷1～4丁目、御成町の一部、小町1～3丁目	大町1～7丁目、材木座1・2丁目の一部	材木座1・2丁目の一部、3～6丁目	佐助1・2丁目、御成町の一部（蔵屋敷町内会）、由比ガ浜1～4丁目、坂ノ下、笹目町、長谷1～5丁目、極楽寺1～4丁目、稲村ガ崎1～5丁目	腰越1～5丁目・未表示の一部、津の一部、七里ガ浜東1～5丁目、七里ガ浜1・2丁目、津西1・2丁目
地域人口	16,718人	5,680人	6,606人	17,699人	14,972人
世帯数	7,202世帯	2,485世帯	2,775世帯	7,535世帯	6,089世帯
加入世帯数	6,382世帯	2,390世帯	2,098世帯	6,161世帯	5,099世帯
加入率	88.6%	96.2%	75.6%	81.8%	83.7%
自治・町内会数	24	9	11	21	13

	西鎌倉地区社協	深沢地区社協	大船地区社協	玉縄地区社協
範囲	津、腰越未表示の一部、西鎌倉1～4丁目、鎌倉山1丁目の一部・2～4丁目、手広1～6丁目・未表示	梶原1～5丁目・未表示、寺分1～3丁目・未表示、山崎、上町屋、笛田1～6丁目、常盤、鎌倉山1丁目の一部	山ノ内、小袋谷1・2丁目・未表示、大船1～6丁目・未表示、台2～5丁目・未表示、今泉1～5丁目、今泉台1～7丁目、岩瀬1丁目・未表示、高野	台1丁目、岡本、玉縄1～5丁目、植木、城廻、関谷
地域人口	16,250人	26,734人	43,115人	25,096人
世帯数	6,685世帯	11,257世帯	19,329世帯	10,092世帯
加入世帯数	5,420世帯	9,071世帯	16,062世帯	8,075世帯
加入率	81.1%	80.6%	83.1%	80.0%
自治・町内会数	10	30	30	33

【(福) 鎌倉市社会福祉協議会「かまくら地区社会福祉協議会の概要」平成26年度版】



(11) その他の福祉に関わる団体等

<p>民生委員児童委員</p>	<p>民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の社会福祉に関わる相談、支援などを行っています。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねています。</p> <p>市内には10の地区民生委員児童委員協議会が設置され、各地区で地域の相談支援活動や関係機関との連絡調整を行っています。平成27年3月現在、203名の民生委員児童委員が活動しています。このほか、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が20名います。</p>
<p>自治・町内会</p>	<p>自治・町内会とは、自分たちの住む地域をよりよいものにしていくために、地域の方々が協力しあい、様々な地域の課題解決に取り組んでいる自主的に組織された任意団体です。それぞれの地域で、お祭りや運動会などの交流・親睦事業や、防犯活動、清掃活動などを行っています。</p> <p>平成26年4月現在、市内には184の自治・町内会があります。</p>
<p>自主防災組織</p>	<p>自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。</p> <p>平成27年3月現在、市内には183の自主防災組織が結成されており、訓練、研修、備蓄など災害への事前の備えを進めているほか、避難行動要支援者への支援の担い手の中心としての役割も期待されます。</p>
<p>NPO</p>	<p>一般的に非営利組織。「Non-profit-organization」の略。営利を目的とせず、社会貢献的な活動を行う民間組織のことです。</p> <p>鎌倉市では、福祉、環境、国際支援、まちづくり等の分野で、営利を目的としない社会貢献活動に取り組むNPOやボランティアが数多くあり、また、そうした活動を支援する施設として市民活動センター（通称 鎌倉NPOセンター）が設置され、415団体が利用登録（平成27年1月末日現在）しています。</p>
<p>みらいふる鎌倉 (鎌倉市老人クラブ連合会)</p>	<p>老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるなど生活を豊かにする楽しい活動や、清掃ボランティアやサロンの開催など、地域を豊かにする社会活動を行うなど、多種多様な取り組みをしています。また、一部の老人クラブでは、孤独感の解消、安心した生活が送れるよう、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をする友愛活動を行っています。</p> <p>鎌倉市老人クラブ連合会では、会の愛称を「みらいふる鎌倉」とし、シンボルマークやイメージソングを作成しています。平成26年3月現在、75クラブ、3,691名の会員がいます。</p>
<p>当事者団体、支援団体</p>	<p>高齢者、障害者、子ども、子育て中の親など、共通した悩みを持つ人同士もしくは支援を行う人々が集まって、交流したり、情報の共有や課題解決のための活動を行う任意の団体が市内には多数あります。</p>
<p>鎌倉市ボランティア連絡協議会</p>	<p>ボランティア活動を行う団体や個人が、相互の情報交換や、親睦、研修などを行うことを目的として組織された協議会です。</p> <p>平成27年3月現在、68グループ、1,825名が登録されています。</p>
<p>鎌倉地区保護司会</p>	<p>保護司は、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、安全・安心な社会づくりのための活動に取り組んでいます。</p> <p>平成26年4月現在、市内には22名の保護司がいます。</p>
<p>その他</p>	<p>市内では、個人宅を訪問する民間事業者による孤立死・孤独死防止に向けた神奈川県との取り組みへの協力や、ボランティアによる登下校時の児童の見守りなど、様々な団体等が地域の見守り活動を行っています。（地域の見守り活動）</p>

## 1 鎌倉市の主な取組みと成果及び課題

平成20年、鎌倉市健康福祉プランに取り込まれた地域福祉に関する行動計画を実現するため、学識経験者と地域福祉活動実践者で組織された「支え合う地域づくりプロジェクトチーム」は、5年、10年先を見越した地域福祉活動を展望して専門のコミュニティーワーカーを配置した地域福祉支援室の設置を提言しました。

その後、平成21年度から市社協との協働事業により地域福祉支援室を開設し、地域住民が主体となった福祉活動の支援を市社協の専任職員が行っています。

主な取組み（鎌倉市）	推進状況	今後の課題
地域福祉支援室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サロン活動<sup>*1</sup>や見守り活動<sup>*2</sup>などの情報収集、提供 高齢者や子育てサロン、世代間交流等、地域福祉活動の情報収集、活動に関する相談を受けて、情報提供を実施</li> <li>・ 地域の課題解決への取組支援 地域福祉懇談会の開催支援や地区社協、地域住民、福祉事業者で構成された防災、減災にも繋がる地域づくり（地域福祉ネットワーク会議<sup>*3</sup>）への参画、サロン活動実践者の集いの実施</li> <li>・ 福祉人材発掘と養成 高齢者サロン活動に興味がある方を対象にした初心者サロン講座の開催</li> </ul>	<p>地域住民が「地域のごことは地域で考えていく」意識を持って自ら課題解決に向けて取り組めるような支援が必要です。</p> <p>見守り支え合う地域づくりのために、地域住民、専門機関等の重層的ネットワーク構築が必要。またネットワークの核となる拠点づくりとともに福祉人材の育成が急務です。</p>
社会福祉協議会支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人運営への財政支援 事務局人件費の一部を補助</li> <li>・ 地域福祉推進事業への財政支援 ① 福祉教育の推進 ② ボランティアセンターの運営 ③ 地区社協活動 ④ 啓発・広報事業 など、事業費の一部を補助</li> </ul>	<p>地域での孤立、高齢化など、福祉課題が複雑化する中、地域で協力して課題解決につなげていくために、市社協の活動は重要度を増しています。</p> <p>今後、市社協が住民の信頼を得ながら、一層の発展を図るためには、効率的な事業運営が必要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉相談室の開設準備 地域住民、専門機関等の重層的ネットワークの構築を目指し、その拠点となる地域福祉相談室の平成26年度開設に向けた準備</li> <li>・ 成年後見制度の利用促進・周知啓発と成年後見センターの平成26年度開設に向けた準備</li> </ul>	

※1 **サロン活動**：歩いていける身近な場所で、住民（ボランティア）と利用する人々が一緒に楽しい時間を過ごし、仲間づくりをする「たまり場」です。

- ※ 2 **見守り活動**：身近な地域に住む高齢者や障害者一人に対して、3～4人程度の近隣の方（ボランティア等）が担当して行う見守りや訪問活動（概説 社会福祉協議会 全国社会福祉協議会発行より）で、市内でもいくつかの地域で見守り活動が展開されています。また、児童の通学時に交差点などで見守りをしている活動も安全・防犯の見地からではありますが、見守り活動の一つと言えます。
- ※ 3 **地域福祉ネットワーク会議**：一般的に民生委員児童委員、福祉施設、事業者、行政、市社協などの地域の福祉関係者が、地域の課題解決のために協議する場を言います。  
鎌倉市では、玉縄地区社協が地域の高齢者や要援護者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、必要な支援について、地区社協、福祉施設、市社協、行政などの関係者が集まり、方策を協議する場として「玉縄地域福祉ネットワーク会議」が運営されています。

## 2 市社協の主な取組みと成果及び課題

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
第3次地域福祉活動計画 目標1（「地域で集う場に参加しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で集う「会食会」や「サロン活動」「世代間交流行事」など人が集う場に、催事用品等の貸し出し（283件）や場所探し、講演者の紹介などの協力</li> <li>・9地区社協に対して助成金を交付するなど資金面での支援を実施（助成総額5,530千円）</li> <li>・「世代間交流事業」の推進と「共に生きる社会づくり」の実現をめざして「鎌倉福祉まつり」を開催（入場者数1,763人）</li> </ul>	<p>見守り、支え合いにつながる集いの場を地域で定着、発展させていくため、人材、財源の確保など運営面の継続的な支援が必要です。</p> <p>地区社協活動のさらなる発展、充実を図るため、財政支援の継続と先進的な取組みへの支援が必要です。</p>
第3次地域福祉活動計画 目標2（「いつでも相談しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の専門職員による相談や、弁護士相談（年間件数15件）の実施</li> <li>・市社協単独での対応が困難なケースには、公的制度や地域の社会資源を活用した相談援助支援の実施</li> <li>・低所得世帯等に対する自立更生に必要な各種資金の貸付事業の実施（生活福祉資金相談件数715件）</li> <li>・自己判断能力が不十分な方々に対する日常的金銭管理サービス「日常生活自立支援事業」の実施（自立支援14件）</li> <li>・権利擁護<sup>*4</sup>体制の強化を図るため成年後見センターの設立準備を進めるとともに、設立後の幅広い活用を促すため積極的なPR活動の実施</li> </ul>	<p>福祉課題の速やかな解決に繋がる、地域住民、民生委員児童委員、福祉事業者、団体等、行政による支援のネットワークづくりが必要です。</p>

- ※ 4 **権利擁護**：判断能力が十分でない、または判断はできても身体の障害などのために自己の権利を行使することが困難な高齢者や障害者等に対しての人権侵害、権利侵害が生み出されやすくなっています。そうした方々に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことです。

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
<p>第3次地域福祉活動計画 目標3（「気軽に近所の人たちとつながろう」）に関する取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉ネットワーク会議や地域福祉懇談会など、地域課題の解決に向けた会議等への積極的な支援</li> <li>・ 小地域における福祉ネットワークづくりへの支援の充実を図るため、地区社協、自治・町内会が実施する身近な地域での見守り活動への協力（大町地区2件）</li> <li>・ 青年会議所との協働による災害時の支援ネットワークの構築を目指した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施</li> </ul>	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高める必要があります。</p> <p>見守り、支え合いにつながる集いの場を地域で定着、発展させていくため、人材、財源の確保など運営面の継続的な支援が必要です。</p> <p>情報交換会等、団体間の交流の機会を設け、福祉活動の活性化を図る必要があります。</p>
<p>第3次地域福祉活動計画 目標4（「福祉活動に参加しよう」）に関する取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけとするため、ボランティア連絡協議会との連携による「ボランティア研修会」の共催</li> <li>・ 市内小中学校における福祉教育の実施（小学校2校 延べ2件、中学校8校10件 延べ12件）</li> <li>・ 精神保健福祉ボランティア講座運営委員会への協力や、かまくらサマースクール実行委員会への開催協力</li> <li>・ ボランティアグループの活発な活動を支援するための活動資金助成</li> <li>・ 個人やサークルが安心してボランティア活動ができるように、ボランティア保険への加入を促進（保険加入件数2,298件）</li> </ul>	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高めていくことが必要です。</p> <p>教育機関、当事者団体等との協力関係を強固にする必要があります。</p> <p>活動中の事故対応など、リスクマネジメントに対する認識を高める必要があります。</p>
<p>第3次地域福祉活動計画 目標5（「暮らしを支える人になろう」）に関する取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支え合い（助け合い）活動や見守り活動に関する研修会の開催（民生委員児童委員対象 3件）や他団体等への開催支援</li> <li>・ 小・中学校が行う福祉教育（高齢者疑似体験、車椅子体験、聴覚障害、朗読録音体験、フロアバレーボール、手話体験、高齢者施設体験、ボランティアについてなど）に関する相談や、講師紹介等、支援の実施</li> </ul>	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高めていくことが必要です。</p> <p>教育機関、当事者団体等との協力関係を強固にする必要があります。</p>

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
<p>第3次地域福祉活動計画 目標6（「情報を上手に活用しよう」）に関する取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関する情報収集・提供機能の充実を図るため、広報紙「かまくら社協だより」を市内全戸に配布 発行回数及び部数（年4回、77,000部／回）</li> <li>・市社協ホームページの情報発信の充実を図るため、各種イベントや福祉関係団体等情報を掲載</li> </ul>	<p>地域のニーズなどに応じたきめ細やかな情報提供が必要です。</p> <p>ホームページの充実や広報紙面の見直しが必要です。</p> <p>広範かつ即時性のある情報提供の検討が必要です。</p>



## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念

#### 「つながり支え合う安心のまち かまくら」

近年の社会・経済状況は大きく、しかも早く変化しており、福祉を巡る状況では、高齢者や児童に対する虐待、ひきこもり、孤独死など、課題への迅速かつきめ細かな対応が求められています。一方、地域の福祉活動に取り組んできた地域住民をはじめとする「支える側」でも、人材不足や高齢化などの課題が深刻です。

市内の各地域では、住民同士または地区社協、NPO団体やボランティア、障害のある方の関係者などで構成された当事者団体、福祉施設などが主体的に福祉活動に取り組んでいます。そうした活動をされている方々が、互いに連携し、協力し合うことによって、それぞれの活動がより活性化され、福祉の向上にもつながります。

計画策定に際し、アンケートやヒアリングを通じ、ご意見やご要望を聞かせていただく中で、地域の方や地域福祉を担う関係機関等で連携が図られていないことにより、対応が困難な課題が多く挙げられました。また、これまでの鎌倉市健康福祉プランにおける基本理念「共に生き、支え合う地域づくり」と市社協の第3次地域福祉活動計画の基本理念「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を踏まえ、基本理念を「つながり支え合う安心のまち かまくら」とし、本計画では、市内にある様々な資源や活動、さらに思いを「つなげる」ことに重点を置いて取り組むことで、地域福祉の推進を図っていくこととします。

### 2 地域福祉を進めるための5つの目標

本計画では、アンケートやヒアリングを踏まえ、基本理念の実現のために5つの目標に基づいて事業に取り組んでいきます。

#### 目標Ⅰ「総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立」

誰もが・いつでも・気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供し、各相談機関が連携して対応できる体制作りを進めます。また、地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。

#### 目標Ⅱ「情報の収集と提供」

地域の様々な福祉課題を地域で共有することにより、福祉施設・事業者、支援団体、当事者団体等の「知ってもらいたい」という思いと、地域の住民や要援護者の「知りたい」という思いを繋げられるようにします。また、必要な福祉情報がスムーズに流れるよう、各種情報を効率的に収集し提供できる仕組みを作り、様々な福祉活動の活性化に繋がります。

### 目標Ⅲ「関係機関等との連携強化」

福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮出来る仕組みを作ります。また、様々な地域組織、地元企業等との公私による連携も進めます。

### 目標Ⅳ「交流の促進」

今日、人間関係の希薄化や孤立が、重大な問題に波及している事例が多く生じています。年齢、性別、障害の有無や種類、活動分野に関わらず、「集い」「交流」する機会や場を積極的に提供します。

### 目標Ⅴ「人材の育成」

地域福祉を推進するには、地域の福祉活動を支える人材として、特に若い世代や専門知識のある方々が不可欠です。目標Ⅲの「関係機関等との連携強化」や目標Ⅳの「交流の促進」を通じて研修会、福祉教育、活動PRなどの人材の育成に取り組みます。



### 3 目標達成のための各主体の役割・取組み一覧

		基本理念	つながり支え
目 標		総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立	情報の収集と提供
目 標 達 成 の た め の 各 主 体 の 役 割 ・ 取 組	住民・地域に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉ニーズの発見・見守り活動の仕組みづくり</li> <li>② 地域福祉ニーズに呼応した地区ボランティア養成講座等の開催による活動参加者の拡大・支援者の支援体制の充実</li> <li>③ 地区社協代表者等の市域ケア会議への参画</li> <li>④ 市民後見人養成への協力（養成研修受講促進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域アセスメントの実施</li> <li>② 地区社協情報誌等での福祉情報の収集・発信</li> <li>③ 市社協への地域福祉ニーズ・活動情報の提供</li> <li>④ 災害時に備えた地域内諸組織での情報交換・情報共有</li> <li>⑤ 地域の福祉施設・事業者等との避難所等支援機能・利用者支援機能に関する協議・協定</li> </ul>
	ボランティア・NPO等に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信</li> <li>② 各種相談機関の相談事業への協力や情報提供</li> <li>③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>④ 把握したニーズの相談援助機関への橋渡し</li> <li>⑤ 成年後見活用の啓発や市民後見人養成協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供</li> <li>② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 各種会合への講師・説明者派遣による情報発信</li> <li>④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画</li> </ul>
	当事者団体に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信</li> <li>② 行政・社協等各種相談機関の相談事業への協力や情報提供</li> <li>③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>④ 把握したニーズの相談援助機関への橋渡し</li> <li>⑤ 成年後見活用の啓発や市民後見人養成協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報の提供</li> <li>② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 各種会合に参画し自ら講師・説明者となることなどによる情報発信</li> <li>④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画</li> </ul>
	福祉施設・事業者に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉ニーズの発見・見守り活動の仕組みづくり</li> <li>② 身近なインテーク窓口から総合相談窓口へのつなぎ</li> <li>③ 地区の懇談会などへの参画</li> <li>④ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>⑤ 成年後見制度の利用支援・法人後見の検討</li> <li>⑥ 相談支援ネットワークの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供</li> <li>② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画・住民への避難所等支援機能・施設への利用者救出方法等の相互協定づくり</li> <li>④ 住民・当事者・支援者等の拠点・活動への諸施設機能の貸出・提供</li> <li>⑤ 生活困窮者等の緊急宿所（シェルター）機能への取組み</li> </ul>
	社会福祉協議会が果たす役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>② 分野を超えた総合相談窓口の開設及び相談事業所等と連携し生活支援につなげる運営</li> <li>③ 成年後見制度の利用支援・法人後見の実施</li> <li>④ 市民後見人の活動支援・育成</li> <li>⑤ 日常生活自立支援事業の充実</li> <li>⑥ 生活福祉資金貸付事業などによる生活支援</li> <li>⑦ 関係団体等による合同連絡会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域・支援団体・当事者団体等からの情報集約</li> <li>② 情報媒体を通じた地域の団体・活動・相談窓口情報の的確な発信</li> <li>③ デリバリー型情報発信の仕組みづくり</li> <li>④ 福祉制度の動向紹介</li> <li>⑤ 個人情報の共有・取扱いのためのルール作り</li> <li>⑥ 個人情報保護研修会の開催</li> <li>⑦ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供</li> </ul>
鎌倉市が果たす役割	<p>『新たな支援の仕組みづくりと福祉ニーズの把握』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉相談室の運営・増設</li> <li>② 市社協が行う総合相談事業への支援</li> <li>③ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施</li> </ul>	<p>『新たなコミュニケーションの構築』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域が作成する災害時避難行動要支援者支援プラン（個別支援プラン）への作成支援</li> <li>② ICT技術の活用による、新たな情報ツールの構築に向けた検討</li> </ul>	

# 合う安心のまち かまくら

関係機関等との連携強化	交流の促進	人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地域内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会の開催</li> <li>③ 地区社協活動に対する、市社協・ボランティア・NPO・民生委員児童委員・当事者団体・福祉施設・企業・各種団体等の協力・支援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 誰もが気軽に参加できるサロン等の開設</li> <li>② 分野別・対象者別ではない一元的な交流サロン等の実施による、世代間交流や障害理解の促進</li> <li>③ 子どもの学習支援の場・ひきこもりの人が集う場など地域ニーズに基づく新たな活動可能性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉講座や研修会の開催</li> <li>② 交流行事などを通じた地域での児童・生徒の福祉教育への取組み</li> <li>③ 学校・当事者団体・福祉施設等と連携したボランティア入門体験などの企画実施</li> <li>④ 福祉施設等と連携した「福祉のしごと」紹介</li> <li>⑤ 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保</li> <li>⑥ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ ボランティア・NPO・支援団体の連絡協議会(分野毎・全体)の結成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力(ノウハウや機能・場の提供等)</li> <li>② 住民や要援護者との交流の場づくり</li> <li>③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保</li> <li>③ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ 当事者団体の連絡協議会の結成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への参画・共催</li> <li>② 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> <li>③ 当事者団体相互の理解を深めるための交流の場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 活動PRによる地域活動後継人材の確保</li> <li>③ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ 施設部会と事業者との連絡協議会(分野毎・全体)の結成</li> <li>⑤ 専門職員による地域住民への訪問支援など貢献事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力(ノウハウや機能・場の提供等)</li> <li>② 住民と利用者の交流の場づくり</li> <li>③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> <li>④ ボランティアや子育て中の就職希望者などの一時受入れによる就労支援</li> <li>⑤ サロン活動への機材・物品の貸出し</li> <li>⑥ 福祉施設・事業者による機材等の共同購入・管理による生活支援サービスの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 施設見学会などによる福祉教育および「福祉のしごと」紹介・啓発</li> <li>③ 地元の小・中・高校に出向いての福祉講座や体験交流の実施・福祉のしごとの魅力発信</li> <li>④ 認知症サポーター養成講座などの地域との共催呼びかけ</li> <li>⑤ 専門職員の講師派遣</li> <li>⑥ 教育委員会と連携した福祉人材育成ネットワークの形成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区毎の課題解決の場への参画</li> <li>② 地区社協による地域福祉懇談会等の開催支援</li> <li>③ 地区社協と地域の各種団体等との協力・支援体制づくりへの協力</li> <li>④ 地区社協による地域アセスメントへの支援</li> <li>⑤ 支援団体・当事者団体・事業者団体による連絡協議会の設置支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域におけるサロン活動や「集う場づくり」「交流」活動の提案及び支援</li> <li>② 「集う場」「交流の場」に参加されないニーズの把握と個別支援</li> <li>③ 地域と当事者団体などとの繋ぎ・橋渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉活動への参加者拡大</li> <li>② 地域福祉活動活性化のための人材交流</li> <li>③ 福祉活動ボランティア団体への財政的支援</li> <li>④ 福祉教育への啓発と支援</li> <li>⑤ 地域福祉人材の育成</li> </ul>
<p>『地域で見守り支えあうネットワークの構築』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域アセスメントへの支援</li> <li>② 地域ごとの地域福祉活動計画の作成を見据えた支援</li> <li>③ 地域福祉相談室の運営・増設</li> <li>④ 市社協が進める関係機関の連携、協働の仕組みづくりへの支援</li> </ul>	<p>『地域で集える場づくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 講師派遣や場の提供など、地域の集いの場づくりへの支援</li> </ul>	<p>『福祉啓発・人材育成の充実』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉に関する啓発活動・講座・研修会の実施</li> <li>② 地域福祉活動の自立・継続に向けた支援</li> </ul>

# 第4章

## 施策の推進

### 1 目標Ⅰ 総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立

#### (1) 現状と課題の分析

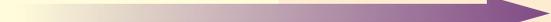
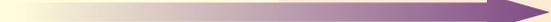
- ・どこに相談に行けばよいかわからない、身近な相談場所がないなどの不安を解消するため、誰もがいつでも・気軽に相談できる総合的な相談窓口が必要です。
- ・民生委員児童委員、自治・町内会、福祉施設、NPO等の地域のネットワークを構築し、専門機関と連携する体制が必要です。
- ・親なき後の障害者や一人暮らし高齢者の身の回りの生活支援、成年後見制度の充実などが求められています。

#### (2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 総合相談窓口の開設・運営
- ② 各相談窓口の役割の整理と普及・啓発
- ③ 総合相談窓口と専門相談機関との情報共有・連携
- ④ 権利擁護の体制(成年後見・日常生活自立支援事業等)の充実
- ⑤ 成年後見制度の普及・啓発

#### (3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉二ーズの発見・見守り活動の仕組みづくり</li> <li>② 地域福祉二ーズに呼応した地区ボランティア養成講座等の開催による活動参加者の拡大・支援者の支援体制の充実</li> <li>③ 地区社協代表者・民生委員児童委員の市域ケア会議(地域のケア会議の集合体)への参画</li> <li>④ 市民後見人養成への協力(養成研修受講促進)</li> </ul>
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信</li> <li>② 行政・社協等各種相談機関が行う相談事業への協力や情報提供</li> <li>③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>④ 把握した二ーズの相談援助機関への橋渡し</li> <li>⑤ 成年後見制度活用促進の啓発や市民後見人養成への協力</li> </ul>
当事者団体に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信</li> <li>② 行政・社協等各種相談機関が行う相談事業への協力や情報提供</li> <li>③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画</li> <li>④ 把握した二ーズの相談援助機関への橋渡し</li> <li>⑤ 成年後見制度活用促進の啓発や市民後見人養成への協力</li> </ul>
福祉施設・事業者に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉二ーズの発見・見守り活動の仕組みづくり</li> <li>② 身近なインテーク窓口から総合相談窓口へのつなぎ</li> <li>③ 地区の懇談会などへの参画</li> <li>④ 相談機関連絡会議・市域ケア会議への参画</li> <li>⑤ 地域住民の成年後見制度の利用支援や法人後見の取組みの検討</li> <li>⑥ 相談支援ネットワークの形成</li> </ul>

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 相談機関による連絡会議・地域のケア会議への参画	 <p>専門相談機関との連携を図りながら全市的な市域ケア会議（地域のケア会議の集合体）などへ協働で参画します。</p>		
② 分野を超えた相談しやすい総合相談窓口の開設及び相談事業所や民生委員児童委員等と連携し生活支援に繋げる運営	<p>総合相談窓口開設に向けて組織・体制を整えます。</p>	 <p>総合相談窓口の開設と運営を開始します。</p>	
③ 成年後見制度の利用支援・法人後見の実施	 <p>成年後見制度の利用支援を行います。（かまくら成年後見制度連絡会・鎌倉市自立支援協議会等との連携）</p>		
	<p>社会福祉法人に相応しい法人後見の在り方の検討</p>	 <p>法人後見を実施します。</p>	
④ 市民後見人の活動支援・育成	 <p>市民後見人の活動支援</p>		
		 <p>市民後見人（後見支援員）の育成・スキルアップ研修を行います。</p>	
⑤ 日常生活自立支援事業の充実	 <p>制度の周知を強化するとともに、利用の促進を図ります。</p>		
⑥ 経済的困窮者に対する生活福祉資金貸付事業などによる生活支援	 <p>制度の周知を強化するとともに新たな支援の在り方・拡大について検討します。</p>		
⑦ 地区社協部会、ボランティア・NPO団体連絡会、当事者団体部会、施設部会及びこれらによる合同連絡会の開催	 <p>関係団体等の連絡会の開催について準備します。</p>		
		 <p>連絡会を開催します。</p>	

鎌倉市の  
取組み

『新たな支援の仕組みづくりと福祉ニーズの把握』

（地域福祉相談室の運営・増設など、地域の福祉ニーズを早期に把握し、新たな支援の仕組みづくりに取り組みます。）

- ① 地域福祉相談室の運営・増設
- ② 市社協が行う総合相談事業への支援  
市社協が実施する地域の課題解決に向けた総合相談事業を支援します。
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施

#### (4) 既に取り組まれている活動例

- ① 専門職員や弁護士による福祉・法律相談の実施（市社協）
- ② 神奈川県社会福祉協議会からの委託事業として生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の実施（市社協）
- ③ 成年後見センターの運営（市社協）
- ④ かまくらボランティアセンターの運営（市社協）
- ⑤ 地区ボランティアセンターの運営（腰越・大船・玉縄地区社協）
- ⑥ 地域福祉相談の実施（各地区社協）

#### 鎌倉市成年後見センター

認知症や精神障害などにより判断能力が十分でない方は、財産の管理や契約を行う際に、自分ひとりで判断することが難しい場合があります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や契約等を行い、身の回りに配慮しながらご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

市社協では鎌倉市からの委託を受け、こうした制度の利用について相談業務やPRを行っています。



#### 地区ボランティアセンターの運営



<p><b>お申込み</b></p> <p>電話 又は ファックス 46-4177</p> <p>電話受付…月曜日～金曜日 9時30分～11時 (祝祭日、年末年始を除く) ファックス受付…毎日終日</p>	<p>(福祉相談)</p> <p>毎週木曜日 9時～11時 11時～14時 ボランティアセンター室</p> <p>※福祉支援センターの窓が 相談に開けて下さいます。</p>	<p>地域の福祉力を目指して <b>ボランティアセンター「ささえ愛」</b> 玉縄地区社会福祉協議会</p>
<p>地域のボランティアがお手伝いします お困りの時 ご相談下さい</p> <p>F147-0172 鎌倉市岡本2丁目11番地3号 ボランティアセンター「ささえ愛」事務局 TEL・FAX 0467-46-4177</p> <p>平成19年5月オープン</p>		<p><b>活動内容</b> 10分以内</p> <p>買物・掃除・軽作業・話し相手・相談…など ※2人以上組で伺います。</p> <p><b>ボランティア活動日</b></p> <p>月曜日～金曜日 9時30分～11時 祝祭日、 年末年始を除く</p> <p><b>料金</b> 無料 (自立の支援)</p>

## 2 目標Ⅱ 情報の収集と提供

### (1) 現状と課題の分析

- ・地域で支援が必要な人の情報が、人間関係の希薄化や個人情報保護の壁によって潜在化し、把握しにくい状況です。
- ・活動の場所や資金の確保、制度変更など、福祉活動の継続に必要な情報を得るための方法が必要です。
- ・世代や対象者に応じた情報発信が必要です。

### (2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 地域福祉ニーズの把握
- ② 地域福祉ニーズに対応したデリバリー型情報発信手段の構築
- ③ 各種団体の情報流通・情報共有の仕組みづくり
- ④ 多様な団体等が主体となって行うボランティア養成講座、研修等の情報収集・発信
- ⑤ 制度改正情報の発信・制度解説情報の提供
- ⑥ 防災・減災にもつながる、日頃からの顔の見える関係づくり
- ⑦ 地域における個人情報の取扱いのルールづくりとマナー啓発
- ⑧ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供

### (3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域アセスメント<sup>※5</sup>の実施</li> <li>② 地区社協情報誌の発行などを通じた福祉情報の収集・発信</li> <li>③ 市社協への地域福祉ニーズ情報・活動情報の提供</li> <li>④ 災害時に備えた地域内諸組織での情報交換・情報共有</li> <li>⑤ 地域の福祉施設・事業者等との避難所等支援機能・利用者支援機能に関する協議・協定</li> </ol>
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供</li> <li>② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 各種会合への講師・説明者派遣による情報発信</li> <li>④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画</li> </ol>
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報の提供</li> <li>② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 各種会合に参画し自ら講師・説明者となることなどによる情報発信</li> <li>④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画</li> </ol>
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供</li> <li>② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供</li> <li>③ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画・住民への避難所等支援機能・施設への利用者救出方法等の相互協定づくり</li> <li>④ 住民・当事者・支援者等の拠点・活動への諸施設機能の貸出・提供</li> <li>⑤ 生活困窮者等の緊急宿所(シェルター)機能への取組み</li> </ol>

※5 地域アセスメント：「地域診断」とも呼ばれ、その地域の住民ニーズ、生活課題、社会資源などの情報を把握・分析・評価することにより、地域の課題・資源を視覚化することを言います。

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域・支援団体・当事者団体等からの情報集約	 <p>情報発信システムと一体のものとして、収集システムの在り方を検討し、情報が集まりやすい体制・環境づくりに努めます。またソーシャルメディア等の情報ツールを活用したデリバリー型情報発信の仕組みづくりを検討・準備します。(H29年度デリバリー型情報発信実施)</p>		
② ホームページ、広報誌、パンフレット等を通じた地域の諸情報である団体情報・活動情報・相談窓口情報などの的確な発信			
③ 地域福祉ニーズに対応したデリバリー（出前）型情報発信			
④ 福祉制度の改正情報の発信・解説情報の提供など福祉制度の動向紹介			
⑤ 地域福祉活動における個人情報共有・取扱いのためのルール作り	 <p>地域福祉に携わる人々が安心して個人情報を提供できる仕組みづくりを検討・方針を定めます。</p>		
⑥ 個人情報保護研修会の開催	 <p>個人情報保護についての研修会を実施します。</p>		
⑦ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供	<p>空き店舗・物品貸出情報等、情報発信システムと一体のものとして、収集システムの在り方を検討し、情報が集まりやすい体制・環境づくりに努めます。</p>	 <p>情報の収集と発信をします。</p>	

鎌倉市の  
取組み

『新たなコミュニケーションの構築』

(新たな手法によって福祉に関する情報の収集、提供、発信、交換が可能な仕組みをつくります。)

- ① 地域が作成する災害時避難行動要支援者支援プラン（個別支援プラン）への作成支援
- ② ICTの活用による、新たな情報ツールの構築に向けた検討  
(地域の福祉活動や制度に関する情報が一元的に集約、発信され、利用者同士で交流もできる仕組みを検討します。)

## (4) 既に取り組みされている活動例

- ① ホームページによる情報発信（市社協）
- ② かまくら社協だよりの発行（市社協）
- ③ 地区社協だよりの発行（各地区社協）

市社協ホームページ



かまくら社協だよりの発行



第一地区社協だよりの発行



大船地区社協だよりの発行



### 3 目標Ⅲ 関係機関等との連携強化

#### (1) 現状と課題の分析

- ・ 民生委員児童委員、自治・町内会、福祉施設、NPO等の地域のネットワークを構築し、専門機関と連携する体制が必要です。(再掲)
- ・ 地域における福祉課題や地域の情報を共有する場が必要です。

#### (2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、医療、教育など各分野における公私の連携体制の構築
- ② 地区社協毎に、地域支援・地域福祉ニーズ把握のための、公私の関係者による協議会の設置
- ③ 地区社協毎に、地域支援が必要な高齢者、障害者等への理解を促進するシンポジウムや懇談会の開催

#### (3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民と地域内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会の開催</li> <li>③ 地区社協活動に対する、市社協、ボランティア・NPO、民生委員児童委員、当事者団体、福祉施設、企業・各種団体等の協力・支援の要請</li> </ol>
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ ボランティア・NPO・支援団体の連絡協議会(分野毎・全体)の結成</li> </ol>
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ 当事者団体の連絡協議会の結成</li> </ol>
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域のケア会議への参画</li> <li>② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画</li> <li>③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援</li> <li>④ 施設部会と事業者との連絡協議会(分野毎・全体)の結成</li> <li>⑤ 専門職員による地域住民への訪問支援など貢献事業の実施</li> </ol>

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域ごとの課題解決の場への参画	地域ごとの課題や福祉ニーズを把握し、問題解決に繋げるため、地域のケア会議・地域福祉ネットワーク会議などへ企画・準備段階から参加・関わります。		
② 地区社協による地域福祉に関する懇談会等の開催支援	地区社協による地域福祉懇談会を支援する 他、地区担当制度の体制を整えます。	コミュニティワーカー <sup>※6</sup> として地区担当制度を導入します。	
③ 地区社協とボランティア・NPO、民生委員児童委員、当事者団体、福祉施設、地元企業・各種団体等との協力・支援体制づくりへの協力	地域のケア会議への参加団体の拡大を図ります。		
④ 地区社協による地域アセスメントへの支援	地域アセスメントの実施に向けた検討及び理解を深めるための研修会などを行います。	コミュニティワーカーとして地区担当制度を導入し、地域ごとの計画づくりに向けた地域アセスメントの準備と実施を支援します。	
⑤ 支援団体・当事者団体・事業者団体による連絡協議会の設置支援	関係団体等の連絡会の開催について準備します。(再掲)	連絡会の設置と開催を支援します。(再掲)	

鎌倉市の  
取組み

『地域で見守り支えあうネットワークの構築』

(地域住民、当事者団体、事業者、施設等との「顔の見える関係」をつくり、重層的な支援のネットワークの構築を目指します。)

- ① 地域アセスメントへの支援
- ② 地域ごとの地域福祉活動計画の作成を見据えた支援
- ③ 地域福祉相談室の運営・増設 (再掲)
- ④ 市社協が進める関係機関の連携、協働の仕組みづくりへの支援

※6 コミュニティワーカー：地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に援助していくソーシャルワーカーを指します。(社会福祉用語事典 中央法規出版編集部より)

(4) 既に取り組みされている活動例

- ① 地区社協・当事者団体・福祉施設等の部会の開催 (市社協)
- ② 地区社協への支援・助成 (市社協)
- ③ ボランティアグループ、地区ボランティアセンターへの支援・助成 (市社協)
- ④ 地域のケア会議の開催 (各地区社協)
- ⑤ 地域福祉懇談会の開催 (各地区社協)

## 地域のケア会議 地域福祉懇談会の開催

地域の様々な福祉課題を解決するため地区社協・自治町内会・民生委員児童委員等による地域のケア会議や地域福祉懇談会が開催されています。

### 第一地区社協 地域のケア会議



### 大船地区社協 ケアマネサロン懇談会



### 玉縄地区社協 地域福祉懇談会



## 4 目標Ⅳ 交流の促進

### (1) 現状と課題の分析

- ・地域における人と人とのつながりを深めるための交流が必要です。
- ・活動が継続していくための拠点の整備や資金、人材の確保が必要です。
- ・地域における福祉課題や地域の情報を共有する場が必要です。

### (2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① サロン、会合、研修等の情報収集と発信及びコーディネート
- ② 住民参加の契機・学びとなる地域毎の福祉懇談会・研修会の開催
- ③ 「集いの場」「交流の場」等の確保と参加しづらい、参加したがない人への参加を促す工夫づくり
- ④ 地区社協同士の地域支援の実践交流の場づくり
- ⑤ 福祉関係団体の機材及び保管スペースの確保

### (3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者・障害者・子育て中の人など誰もが気軽に参加できるサロンなど交流の場の開設・運営</li> <li>② 分野別・対象者別ではない一元的な交流サロン等の実施による、世代間交流や障害理解の促進</li> <li>③ 子どもの学習支援の場・ひきこもりの人が集う場など地域ニーズに基づく新たな活動可能性の検討</li> </ol>
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力（ノウハウや機能・場の提供等）</li> <li>② 住民や要援護者との交流の場づくり</li> <li>③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> </ol>
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への参画・共催</li> <li>② 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> <li>③ 当事者団体相互の理解を深めるための交流の場づくり</li> </ol>
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力（ノウハウや機能・場の提供等）</li> <li>② 住民と利用者の交流の場づくり</li> <li>③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</li> <li>④ ボランティアや子育て中の就職希望者などの一時受入れによる就労支援</li> <li>⑤ サロン活動への機材・物品の貸出し</li> <li>⑥ 福祉施設・事業者による機材等の共同購入・管理による生活支援サービスの実施</li> </ol>

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域におけるサロン活動や「集う場づくり」「交流」活動の提案及び支援	 <p>(仮称) サロンコーディネーターを配置し、サロンのコンサルテーションをするとともに、身近な地域で行う新たな「サロン活動」「会食会」「交流会」の提案や開催支援を行います。また、「福祉まつり」等の開催を通じて福祉活動への理解を深めます。</p>		
② 「集う場」「交流の場」に参加されない地域福祉ニーズの把握と個別支援	 <p>現状の把握に努めながら誰もが参加しやすい場づくりに取り組みます。また(仮称) サロンコーディネーターを配置し、サロンのコンサルテーションをします。</p>		
③ 地域と当事者団体間などとのつなぎ・橋渡し	 <p>目標Ⅲの③と一体のものとして取り組みます。</p>		

鎌倉市の  
取組み

『地域で集える場づくり』

(地域で気軽に参加し、交流できる機会を拡げていきます。)

- ① 講師派遣や場の提供など、地域の集いの場づくりへの支援

(4) 既に取り組まれている活動例

- ① 会食会・サロン活動への協力 (市社協)
- ② 催事用備品や布遊具の貸出 (市社協)
- ③ 鎌倉福祉まつりの開催 (市社協)
- ④ サロンの開催 (各地区社協)
- ⑤ 会食会の開催 (各地区社協)
- ⑥ 地域交流事業の実施 (各地区社協)
- ⑦ 子育て支援事業の実施 (各地区社協)

## 鎌倉福祉まつりの開催

鎌倉福祉まつりは、1981年の国際障害者年を契機として、福祉社会づくりの一環とすることを目的に地域住民・福祉施設・福祉団体及び社会福祉関係機関が連帯意識を持って参画するイベントとして毎年9月に開催しています。

### 舞台行事



### 子どもコーナー



### 模擬店風景 1



### 模擬店風景 2



### 老人ホームに入所されている方々の絵画作品の展示



## 各地区社協 会食会の開催

地区社協では主に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象にした会食会や配食サービスを行っています。会食会では食事を楽しむだけでなく、お誕生日のお祝い会や楽器演奏のアトラクション、防犯、健康維持のための様々な催しも行われています。



### 大町地区社協会食会

場 所：大町会館 2F

開催日：毎月第3月曜日

対 象：一人暮らし高齢者



### 第三地区社協会食会

場 所：清和由比

※場所は3カ所で開催（お住まいの  
地区による）

開始日：年9回（2、8、12月を除く）

対象者：65歳以上の高齢者



### 西鎌倉地区社協会食会

場 所：腰越支所

開催日：年2回

対象者：75歳以上の一人暮らし高齢者



### 深沢地区社協会食会

場 所：深沢学習センター

開催日：年9回（8・11・2月を除く）  
第3水曜日

対 象：深沢地区内の一人暮らし高齢者



### 玉縄地区社協会食会

場 所：鎌倉清和（6月）・玉縄学習センター  
（10月・3月）

開催日：6月・10月・3月

対 象：玉縄地区在住の一人暮らし高齢者

## 地域交流事業の実施

### 材木座地区社協 夏休み工作教室



小学生を対象にした夏休み工作教室は3日間で延べ400人が参加する大きな催しです。地元の工務店から提供される端材を使って子どもたちが思い思いの作品を作ります。民生委員、自治・町内会など多くのボランティアが協力し、地域住民同士の世代を超えた交流が行われています。

### 腰越地区社協 世代間交流



地元の中学校の生徒さんと高齢者との昼食会・茶会を開催しています。

### 第三地区社協 幼稚園児との世代間交流イベント



インストラクターを迎えて、第三地区社協のメンバーが、園児と歌・手遊び・昔遊び（ぶんぶん独楽づくり）を行い、園児の家族も交えたお誕生会にも参加するなど、世代を超えた交流が行われています。

子育て支援事業の実施

大町地区社協 子育てサロン「こぐまの会」



子育てひろば「西鎌倉ぽっけ」

子育てひろば   
**〔西鎌倉ぽっけ〕**

毎週金曜日  
 (祭日は休み)  
 10:00～13:30  
 (好きな時間にどうぞ!!)

場所: 鎌倉市立手広中学校  
 対象: 0歳児～未就学児と  
 その保護者  
 フリースペース

主催: 第10地区民生委員児童委員協議会  
 共催: 西鎌倉地区社会福祉協議会  
 協力: ☆手広中学校



大船地区社協 子育てサロン



子育てサロン「子ぶくる家」

子育てサロン   
**子ぶくる家** 

対象: 0歳～未就学の子と保護者  
 日時: 毎月第3火曜日 10:00～11:45  
 場所: 小豆谷公民館 (044-2998)

小豆谷公民館 地図 

年間予定表 2014

4月15日	フリースペース
5月20日	手形足形ペタン大会
6月17日	子どもの歌謡練習
7月15日	フリースペース
8月19日	フリースペース
9月16日	保健婦さんのお話・歌謡
10月21日	フリースペース
11月18日	フリースペース
12月16日	人形劇公演予定
1月20日	フリースペース
2月17日	保健婦さんのお話・歌謡
3月17日	親子で楽しむ♪演奏会

小豆谷市、あじのり子育て広場、あじのり公民館にぜひご利用ください!!

主催: 鎌倉市第七地区民生委員児童委員協議会 協力: 大船地区社会福祉協議会



市内には、地域の方々が自主的に行っている高齢者などのサロンもあります。

### 東芝町内会サロン（笹田）



### 青空サロン（城廻）



民生委員さんの発案で、公園でお茶を飲みながら楽しく語りあえる高齢者サロンが行われています。



### やよいの会（常盤）



市民の方のご自宅で実施されているサロンです。ご近所の方がおしゃれをして集まり、お孫さんのことや思い出話に花を咲かせています。

### 憩い宿（城廻）

民生委員さんやボランティアの皆さんが、地元の方々の協力のもと空き家をリフォーム。誰でも自由に利用できる交流の場として「憩い宿」をオープンしました。



## 5 目標V 人材の育成

### (1) 現状と課題の分析

- ・ 日常の些細な困りごとを気軽に頼めるボランティアが必要です。
- ・ 地域の活動を支える人材の固定化や高齢化などが進んでいることから、若い世代の地域活動への参加が必要です。
- ・ 地域の活動を支援する専門知識のある人材が必要です。
- ・ ボランティア活動ができる場づくりが求められています。

### (2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 生活支援員や市民後見人などの育成・支援
- ② 全地域・地区社協毎での研修や懇談会での福祉教育・啓発
- ③ 地域の福祉活動参加者・ボランティア参加者研修プログラムによる人材の育成・拡大
- ④ 若い世代が福祉活動やボランティアに参加する機会の提供
- ⑤ 活動団体、当事者団体等の役職員を対象とした研修の実施

### (3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉講座や研修会の開催</li> <li>② 交流行事などを通じた地域での児童・生徒の福祉教育への取組み</li> <li>③ 学校・当事者団体・福祉施設等と連携したボランティア入門体験などの企画実施</li> <li>④ 福祉施設・NPO等と連携した「福祉のしごと」紹介</li> <li>⑤ 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保</li> <li>⑥ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ol>
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保</li> <li>③ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ol>
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 活動PRによる地域活動後継人材の確保</li> <li>③ 活動を通じた後継人材の育成</li> </ol>
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催</li> <li>② 施設見学会などによる福祉教育および「福祉のしごと」紹介・啓発</li> <li>③ 地元の小・中・高校に出向いての福祉講座や体験交流の実施・福祉のしごとの魅力発信</li> <li>④ 認知症サポーター養成講座などの地域との共催呼びかけ</li> <li>⑤ 専門職員の講師派遣</li> <li>⑥ 教育委員会と連携した福祉人材育成ネットワークの形成</li> </ol>

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域福祉活動への参加者拡大	各人が持つ知識や技術が活かすことのできるボランティアバンク、講師登録制度の創設や活躍できるメニュー作りと提案をします。		
② 地域福祉活動活性化のための人材交流	地域福祉活動を行う団体やグループ、NPOセンターなどとの人材交流を行い、活動の活性化に繋げていきます。また、各種団体と連携を図りながら、かまくらボランティアセンターの充実を図ります。		
③ 福祉活動の継続と安定のためのボランティア団体への財政的支援	基金情報やファンドレイジング <sup>※7</sup> 支援、新たな活動資金確保のための方策について研究・提案します。		
④ 福祉教育への啓発と支援	新たなプログラムの提案、講師派遣や施設と当事者との交流のコーディネート、教員や大学生の地域との関わりを支援します。		
⑤ 地域福祉人材の育成	目標Iの④の取組みと併せて、地域福祉人材を育成します。		

鎌倉市の  
取組み

『福祉啓発・人材育成の充実』

(より多くの地域の方々が地域福祉に関心を持って主体的に福祉活動に参加できるよう、啓発・人材育成に努めます。)

- ① 地域福祉に関する啓発活動・講座・研修会の実施
- ② 地域福祉活動の自立・継続に向けた支援

※7 ファンドレイジング：主に民間非営利組織（公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人などを含む。）が、活動のための資金を集めること。

(4) 既に取り組まれている活動例

- ① ボランティア研修会の開催（市社協）
- ② 福祉教育の推進（市社協）
- ③ ボランティア活動保険の加入と各種保険の対応（市社協）
- ④ 福祉講座・研修会の開催（各地区社協）
- ⑤ ボランティアセンターの運営（腰越・大船・玉縄地区社協）

## 福祉講座・研修会の開催

地区社協では会員の資質向上と親睦を図るため随時研修会を実施しています。

### 第三地区社協 法テラスでの見学研修



### 第三地区社協 認知症サポーター研修



### 大船地区社協・大船自治町内会連合会 共同研修会

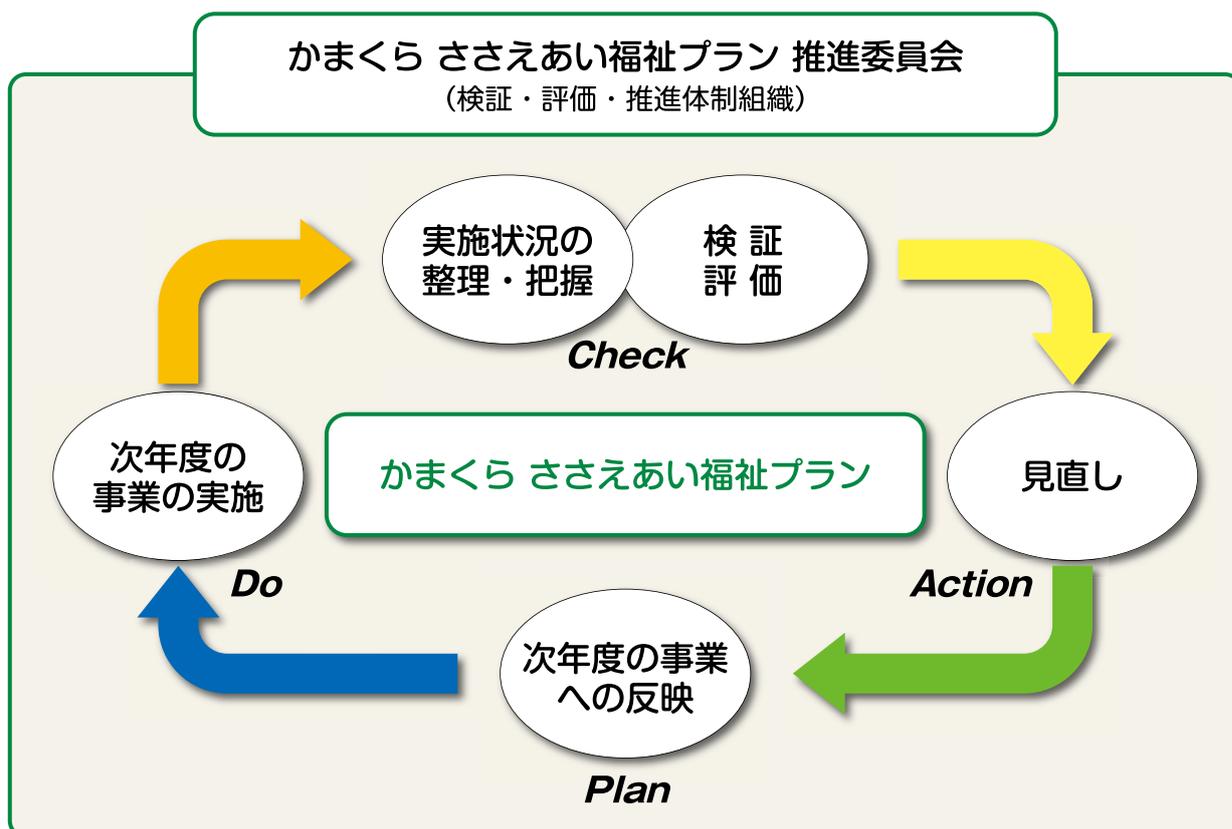


# 第5章

## 計画の推進

### 1 計画の進行管理

この計画は、地区社協、関係団体、福祉事業者、企業等で構成される組織において、PDCAサイクルに則り、進捗状況を把握、検証、評価することにより進行管理を行います。



## 1 要綱

## 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項について
- (2) その他委員会が必要と認めた事項について

## (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから鎌倉市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 地区社会福祉協議会       | (9) 子育て支援グループ             |
| (2) 鎌倉市自治町内会総連合会    | (10) 鎌倉保健福祉事務所            |
| (3) 鎌倉市民生委員児童委員協議会  | (11) 鎌倉市自主防災組織連合会         |
| (4) 社会福祉施設          | (12) 地域包括支援センター           |
| (5) 鎌倉市ボランティア連絡協議会  | (13) 鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉） |
| (6) 福祉当事者団体         | (14) 一般企業                 |
| (7) 鎌倉市市民活動センター運営会議 | (15) 学識経験を有する者            |
| (8) 住民参加型在宅サービス実施団体 |                           |

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

4 計画の策定上、意見を聴く必要があるときは、委員会に学識経験を有する助言者を置くことができる。

## (職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 助言者は、計画の策定に関する助言を行う。

## (委員等の任期)

第5条 正副委員長及び委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員を委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (幹事)

第7条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、鎌倉市役所職員又は鎌倉市社会福祉協議会職員のうちから、鎌倉市長又は鎌倉市社会福祉協議会会長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事項について、委員を補佐する。

## (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、鎌倉市役所内及び鎌倉市社会福祉協議会内に合同事務局を置き、鎌倉市役所職員及び鎌倉市社会福祉協議会職員が処理に当たる。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

## 2 策定委員会委員名簿

平成27年3月17日現在

(敬称略)

	氏名	所属団体・役職	備考
1	荒川 登美子	鎌倉市ボランティア連絡協議会 副会長	
2	伊藤 正一	湘南信用金庫 鎌倉営業部 営業部長	
3	岩佐 勝司	鎌倉市自主防災組織連合会 副会長	
4	奥村 徹也	鎌倉市自治町内会総連合会 監事	
5	◎川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科 准教授	作業部会委員
6	小泉 親昂	地区社会福祉協議会 部会長	作業部会委員
7	国分 哲男	鎌倉市肢体不自由児者父母の会代表	作業部会委員
8	鈴木 義雄	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉) 副会長	
9	田中 聖子	社会福祉法人聖テレジア会 地域包括支援センター聖テレジア 管理者	作業部会委員
10	○谷本 紀久美	鎌倉ホームヘルプ協会 ベルの会 理事長	
11	西崎 猛之	社会福祉法人鎌倉静養館 軽費老人ホーム鎌倉静養館 施設長	作業部会委員
12	野沢 澄夫	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部長	
13	長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会 副代表	作業部会委員
14	山井 照久	鎌倉市民生委員児童委員協議会 副会長	
15	渡邊 公子	鎌倉市市民活動センター運営会議 理事長	作業部会委員

◎…委員長 ○…副委員長

### 3 策定経過

#### 策定委員会等

##### 第1回委員会

開催日：平成26年4月25日（金）15：00～17：00

- 議 題
- 1 正・副委員長の選出について
  - 2 計画の一体化について
  - 3 策定委員会要綱について
  - 4 活動計画の策定方針と今後のスケジュールについて

5月～7月 地区社協、当事者団体へのヒアリング・アンケートの実施

##### 第2回委員会

開催日：平成26年7月25日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 今後のスケジュールについて
  - 2 ヒアリング及びアンケート結果について
  - 3 計画素材及び体系図について

8月 民生委員児童委員、NPO団体、福祉施設、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターへのアンケートの実施

##### 第3回委員会

開催日：平成26年9月26日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 制度改正等に伴う対応について
  - 2 支援団体・活動団体アンケート結果について
  - 3 計画素案及び体系図について

##### 第4回委員会

開催日：平成26年10月31日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 基本理念と重点目標について
  - 2 第4次地域福祉活動計画体系図（案）について
  - 3 計画の基本骨格について

##### 第5回委員会

開催日：平成27年1月9日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 第4次地域福祉活動計画体系図（案）について
  - 2 意見募集の実施について

2月9日（月）～2月27日（金）意見募集の実施

##### 第6回委員会

開催日：平成27年2月27日（金）10：00～12：00

- 議 題
- 1 意見募集の状況について
  - 2 市及び市社協の取組みについて

##### 第7回委員会

開催日：平成27年3月17日（火）14：00～16：00

- 議 題
- 1 第4次地域福祉活動計画（案）の確定について
  - 2 計画の名称について
  - 3 計画の推進体制について

## 作業部会

- 第1回** 平成26年7月25日（金） 今後のスケジュールについて
- 第2回** 平成26年8月4日（月） 追加アンケートの対象（NPOや福祉施設、民協等）や内容、方法について
- 第3回** 平成26年9月1日（月） アンケート結果の報告と計画への反映について
- 第4回** 平成26年10月3日（金） 目標（重点施策）の見直しと体系図の構成について
- 第5回** 平成26年10月15日（水） 計画の柱ごとの課題と解決に向けた取組みの方向性について
- 第6回** 平成26年11月11日（火） 計画の柱ごとの取組みの方向性と各主体に期待される役割について
- 第7回** 平成26年11月19日（水） //
- 第8回** 平成26年11月26日（水） 計画の柱ごとの各主体に期待される役割について
- 第9回** 平成26年12月3日（水） //
- 第10回** 平成26年12月10日（水） //
- 第11回** 平成26年12月17日（水） 市と市社協が果たすべき役割と体系図のまとめについて
- 第12回** 平成27年3月2日（月） 計画の柱ごとの市と市社協の取組みについて

## 4 福祉関係団体等へのヒアリング・アンケート実施結果

### (1) 地区社協、当事者団体へのヒアリング・アンケート

- ア 実施期間 平成26年5月29日～平成26年7月1日
- イ 実施対象団体 ● 地区社協  
(第一、大町、材木座、第三、腰越、西鎌倉、深沢、大船、玉縄)
- 当事者団体  
(ヒアリング…青い麦の家、DS虹の子会、福祉教育ネット  
アンケート…鎌倉腎友会、かまくらりんどうの会、鎌倉市自閉症児者父母の会、鎌倉市肢体不自由児者父母の会、鎌倉市老人クラブ連合会、鎌倉市身体障害者福祉協会、鎌倉和楽会)
- ウ 意見等

#### 〔第一地区社協〕

- ・ 各種サロン活動や世代間交流事業を実施しているが、鎌倉駅西口側は活動できる場が少ない
- ・ 民生委員、関係団体、施設等とのネットワークの構築が課題
- ・ 民生委員が中心になって見守り活動を実施。地区社協はサポート役
- ・ 介護予防のための健康体操等の各種教室を実施
- ・ 会員の資質向上のための研修会を開催

#### 〔大町地区社協〕

- ・ 各種サロン活動を実施。課題としては運営資金と人材不足
- ・ 一人暮らし高齢者の生活支援(除草、雪かき、電球取り換え、買物等)の体制整備が課題
- ・ 災害時の対応を検討することが緊急課題
- ・ 人材は育成というより発見。鎌倉は講師などの人材は豊富

#### 〔材木座地区社協〕

- ・ 未就学児と親を対象としたサロン活動や世代間交流事業等を実施
- ・ 一人暮らし高齢者の実態把握(情報収集)が難しい
- ・ 地域福祉懇談会や地域ケア会議を今後開催していく予定
- ・ 会員の資質向上のための研修会を開催

#### 〔第三地区社協〕

- ・ 各種サロン活動や世代間交流事業を実施
- ・ 福祉施設と連携して一人暮らし高齢者の会食会を実施
- ・ 課題としては昼間の一人暮らし高齢者の問題
- ・ 個人情報の収集が難しい
- ・ 配食は宅配業者も参入し、低廉であるため、今後のあり方を考えていく必要がある

### 〔腰越地区社協〕

- ・サロン活動や地域のお祭りなどの催しに積極的に参加しているほか、世代間交流事業を実施
- ・サロンを運営する人材(ボランティア)の不足が課題
- ・ボランティアセンターを運営。庭木の伐採、掃除、ペンキ塗り等の生活支援を実施
- ・今後増加すると思われる認知症高齢者への対応と災害時の対応が課題
- ・地域福祉懇談会や地域ケア会議を開催し、地域と情報共有している
- ・会員の資質向上のための研修会を開催

### 〔西鎌倉地区社協〕

- ・サロン活動「ひだまり」を実施
- ・西鎌倉小学校と共催で体験学習を実施
- ・事業を継続的に展開できる施設や社協としての活動拠点が無いことが課題
- ・個人情報収集が難しい
- ・ボランティアの高齢化

### 〔深沢地区社協〕

- ・サロン活動として「深沢キッズネット」を実施
- ・一人暮らし高齢者を対象に会食会・配食サービスを実施
- ・サロンを開催するための会場確保や運営資金、人材不足が課題
- ・災害時の対応が課題
- ・会員の資質向上のための研修会を開催

### 〔大船地区社協〕

- ・サロン活動として「子育て広場」を実施
- ・町内会のお祭り等に参加協力
- ・サロンを運営するための活動場所と人材の不足が課題
- ・地区ボランティアセンターの「家庭班」「緑班」「団体班」「車椅子班」の4班が生活支援のための活動をしている
- ・生活支援活動で使用する機材の置き場が無いことや、個人情報の収集が難しいことが課題

### 〔玉縄地区社協〕

- ・各種サロン活動や世代間交流事業を実施しているが、大人数で集える場所が無い
- ・サロン活動等に若いボランティアの参加が無い
- ・地区ボランティアセンターで生活支援として草刈りや大工仕事等を実施
- ・要援護者等の個人情報の収集が難しいことが課題
- ・地域ケア会議として「玉縄地域福祉ネットワーク会議」を開催
- ・ボランティア研修を終えても活動できる場が少ない

## 【当事者団体】

### 【団体運営について（課題・問題点・改善すべき点）】

- ・会の組織率が低い。従来は作業所の活動を行ってきた。現在はダウン症への理解を深める啓発活動を行っている。後継者の育成が課題である（DS虹の子会）
- ・会員の高齢化、減少（鎌倉腎友会）
- ・介護相談体制の整備。活動拠点の整備。公的機関との連携。活動担い手の高齢化。地域で一人暮らしなどの実態がわからないこと（かまくらりんどうの会）
- ・昔と異なり、会員の年齢差（障害者も含め）が拡大しており、それぞれのライフステージに応じて抱える問題が異なること（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・会員は70名いるが、運営委員のなり手がいない。精神障害の子を持つ親は周囲に気づかれないうように潜在化する場合がある。一人で悩まないでそういう人たちにこの会に参加して欲しい（青い麦の会）
- ・新規入会者がなかなかいない。法律により支援が多岐にわたり、親同士の団結は不要とされているのではないかと考えられる。また、会員の高齢化により活発な活動ができなくなっている（鎌倉市自閉症児者父母の会）
- ・若いお母さんが入会してこない。自分たちの活動を理解してもらいたい。子供の先行きが心配で成年後見制度について学んでいる（福祉・教育ネット）

### 【団体運営について（解決策の提案）】

- ・災害時避難所との協力（DS虹の子会）
- ・意欲的なボランティアを募る（鎌倉腎友会）
- ・まず、地域の人たちや団体の会員たちと膝を交えて話し合うこと。このアンケートでは「行政・社協との連携」とか「市及び社協に不足している…」という表現があるが「社協・行政との…」 「社協及び市に不足…」と社協の主体性をまずは打ち出すべきであろう。「地域福祉の主流化」が進む中、全市でというよりは日常生活圏での具体的な対応が必要である（かまくらりんどうの会）
- ・年代別・受けている福祉サービス等により、それに対応した勉強会、研修会の内容を変えている（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・情報の伝達手段で良い方法があれば教えて欲しい。ホームページは更新作業があるので時間のない自分達では無理。アドバイスが受けられれば良いのだが（福祉・教育ネット）

### 【地域や行政・社協との連携に関して（課題・問題点など）】

- ・社協には仕事の継続性をお願いしたい。30年間の関係を保ってきたので、団体と社協との間において良い人間関係を保って欲しい（DS虹の子会）
- ・災害時および非常時への対応が無力（鎌倉腎友会）
- ・認知症という病気に対する地域の人たちの理解促進と啓発活動が必要。併せて、介護保険制度を知らない人たちがまだまだたくさんいるという現実、家庭訪問など、きめ細かい継続的な対応が必要。地域での協力体制の確立。自助を支える互助・公助の在り方の議論と具体的な実施を。特に社協には期待するところ大である。  
それに伴い、地震時の災害が起こった際の社協・行政の具体的な取り組みが知りたい。とにかく、何かというと「地域・地域で…」というが、会員の中には「私たちは地域で何をすればいいの、何ができるの」という声が多い。具体的に「りんどうの会では地域でこの部分を担ってほしい」というように実践につながるような話し合いを期待する（かまくらりんどうの会）

- ・団体の活動状況（内容）を多くの団体及び人に知って欲しい（鎌倉市老人クラブ連合会）
- ・社協は障害者問題に取り組んでこなかったことから、障害者団体及び福祉施設等からあてにされない存在になってしまっていること（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・市や社協に精神障害について必要に応じアドバイスができる専門的な職員がいると有難い。もっと多くの人に精神障害について理解を深めてもらうような働きかけ（PR）をして欲しい（青い麦の会）
- ・専門職としてのケースワーカーが絶対的に不足している。行政職員の方の異動により欲しい情報が得られない時がある（鎌倉市自閉症児者父母の会）
- ・土、日、祝日が休みになっていること（鎌倉市身体障害者福祉協会）
- ・地域の方に高齢者や障害を持っている人が困っていることを知って欲しい。災害時に社協はどういう対応ができるのか。避難場所は支援が必要な立場の人のことを考えて設置して欲しい（福祉・教育ネット）

#### 【地域や行政・社協との連携に関して（解決策の提案）】

- ・人と人のつながりを大切にする（DS虹の子会）
- ・学生の卒業必須単位を与えて力を貸してもらう（鎌倉腎友会）
- ・民間の福祉活動のまとめ役としての社協の活動をもっと見えるように工夫すべきと思う。地域を走り回って頑張っている中間組織がたくさんある。地区社協も頑張っている。認知症やそれぞれの障害別の団体との関わりをもっと緊密にすべきであろう。特に、災害など緊急時の対応が一番気になっており、団体としても具体的に何かをできるはずと思っている。会員も地域での一生活者。日常生活の継続性という意味合いからも日常生活圏での活動を意識していきたい（かまくらりんどうの会）
- ・社協がこれから本格的に障害者問題に取り組む覚悟があるのか。要は覚悟の問題。覚悟をして、社協の担うべき役割を自ら表明し第4次障害者福祉サービス検討委員会に取り組みなければ、今後障害者問題に参入する機会を完全に失う（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・障害特性を理解した専門職の方（ケースワーカー）を囑託でも良いから配置して欲しい。親の会出身の福祉相談員等を有効に活用し保健所、病院、警察等への働きかけや、当事者の住宅訪問、視察、調査等をする。異動のない専門職の配置。異動した場合の引継ぎ（鎌倉市自閉症児者父母の会）

#### 【制度変更などについて（課題・問題点など）】

- ・ダウン症について理解してもらうための啓発等、環境を整えてもらいたい。お寺の清掃などに従事している障害者団体もある。そうした社会とのかかわりがダウン症の人の自信にもつながるし経済支援にもなる（DS虹の子会）
- ・介護保険制度の要支援1・2が国の事業から市の地域支援事業に移管されること（鎌倉腎友会）
- ・介護保険制度の改正に伴い、住宅・地域での生活を継続せざるを得ない認知症患者が増えてくる。災害時の対応や日常生活上の問題（ゴミの分別など）についての支援体制を具体的に考え実行していく必要がある。要支援者に対する介護サービスの市町村事業化に対しては、大いなる危惧を抱いている。これは、認知症患者だけの問題ではない。公的制度の利用がますます厳しくなることが予想されるなか、地域で何かをしなければならぬと思いつつも、何から始めればいいのか、そのきっかけを掴めないでいる。当会の会員も地域の生活者の一員として地域で支える、支えられる体制作りに加わっていききたい。そのため、社会福祉協議会の力を借りたい（かまくらりんどうの会）

- ・ 該当者が戸惑いのないよう、制度変更の内容について様々な広報手段で周知するようにお願いしたい(鎌倉市老人クラブ連合会)
- ・ 障害者基幹相談支援センター等の設置に関し、社協がその中心となりえるのか。制度変更に伴い、社協がどこまでついて来られるか(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)

#### 【制度変更などについて(解決策の提案)】

- ・ 広報や福祉バザーのときのPR。定期的な講座の開設等。公的機関との交流(DS虹の子会)
- ・ 社協がこれから本格的に障害者問題に取り組む覚悟があるのか。要は覚悟の問題。覚悟をして、社協の担うべき役割を自ら表明し第4次障害者福祉サービス検討委員会に取り組みなければ、今後障害者問題に参入する機会を完全に失う(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)

#### 【団体として今後の方向性について】

- ・ 社協がもう少し現場に入っていくことが必要で、色々な団体の特徴を理解してサポートしていくべきである。若い人は古い組織に入りたがらない。団体が活性化すれば社会も明るくなる(DS虹の子会)
- ・ 透析者がいなくなることはありません。地道により良い医療、支援を求めています(鎌倉腎友会)
- ・ 全市一本の活動から、日常生活者の視点で、地域活動を考えていく必要性を感じている(かまくらりんどうの会)
- ・ 障害者政策の変更が数多くなされることから、その内容と今後の問題点を研修していくこと(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・ 今まで通りの活動を行っていく(青い麦の会)
- ・ 親亡き後の本人の生活を豊かにするための対策を考える。住まい、後見人、ヘルパーの利用等。人権侵害を考える(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・ 難聴の方はたくさんいらっしゃると思います。もう少し会の輪が広がればよいと思います(由比の会)
- ・ 交流を深めること(鎌倉市身体障害者福祉協会)

#### 【今後活動を行っていく上でのポイントについて】

- ・ 団体部会に参加しない団体について、情報収集をして社協がアプローチする必要がある。医療ミスにより障害を持った人たちの団体があるかもしれない(鎌倉腎友会)
- ・ 会員の減少、高齢化(鎌倉腎友会)
- ・ 社協と福祉団体と地域生活者との連携のための具体的な実践が必要である。まずは社協職員が地域や団体の活動や会議に積極的に参加して欲しい。地域や団体が何を考え、何をしているかを知ることから始めるべきである。地域活動は、信頼関係の構築に尽きると考えている(かまくらりんどうの会)
- ・ 重度障害者を抱える父母の会では、子供の急変等により、研修会の参加者の人数が日によってまちまちであること、これは致し方ないことと思う(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・ 会員の高齢化により、本人の世話と親の介護(離れた地域の)をしなければならなくなり、活動がままならない。会員の子供の属する団体(学校、施設等)で活動しているので、親の会で活動する時間が無い(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・ だんだん高齢化していること(鎌倉市身体障害者福祉協会)

- ・情報発信の手段。チラシを配布したくても自分達で保育園や学校を回る必要がある。どこかそういうチラシを配ってもらえる窓口があれば助かる(福祉・教育ネット)

【地域福祉を推進するうえで市及び社協に不足している施策や、今後重点的に推進すべき施策について】

- ・すぐには無理だろうが、ケアマネの収益性を考えて、介護事業をやめる方向で検討したほうが良い。社協内の人間関係、信頼関係を醸成し、地域福祉を大切にしていけるべきだ。地区社協との連携の強化を期待する(DS虹の子会)
- ・自治会と連携して、近所づきあいを活発にする(鎌倉腎友会)
- ・地域福祉の推進は、地域の人たち・地域で活動している団体・福祉施設等との信頼関係が構築できるかできないかにかかっている。今後の施策推進にあたっては、地域・団体との接触を多くすること。地域・団体等の人たちの声を丁寧に拾うこと。具体的な課題の共有化を図ること。例えば、地区社協担当として職員を貼り付け、地区社協の動きと行動をできるだけ共にすること。職員の数が足りないということを言い出すだろうが、地域福祉係に限らず総務の職員でもできるだけ貼り付けるようにする。職員一人で複数の地区社協を持たせてもいい。地区社協は毎日活動しているわけではない。忙しければやむを得ない場合もあるだろう。とにかく、社協は、地区社協、各団体、各施設等と一体であるということを意識的にも実態的にも目指すべきである。職員にも何かができるという成功体験をさせることが必要だと思う(かまくらりんどうの会)
- ・市、社協、地域包括支援センターの役割を明確にして、問題が起きた時、まずどこに相談すれば良いかまよわないようにお願いしたい(鎌倉市老人クラブ連合会)
- ・制度改革が進み、国の方が先端的であり、今ではそれに追いつくだけで、精一杯であるのが市の状況である。また、社協ではこのような状況を踏まえ、社協としてどのように対処すべきか明確な姿勢を示すべき。ここで重点項目を挙げたところで、社協の取り組み姿勢が見えない現状では絵に描いた餅になってしまう。  
制度が充実してきている現状で、かなり細目なところが問題になるので重点項目との表現自体が、現状にマッチしない。例えば、精神障害者の長期入院者の地域移行について、社協はどのような取り組みができるのか。また、それを検討したことがあるのか。先述した障害者基幹相談支援センターについて、社協はどのように取り組むのか。また、その検討をしたことがあるのか。全国の社協の中には、市と協力しこれに取り組まれている社協は数多くある(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・小学校の教員や養護教諭に精神障害について理解を深める機会を作って欲しい。以前、精神障害を発症して5年未満のお子さんの親を対象にした家族教室を保健所でやっていて、それがきっかけとなってこの会に入った。一人で悩んでいる親のためにもそのような講習会を開催して欲しい(青い麦の会)
- ・当事者の住まい。グループホームの推進(場所が確保できない。理解が得られない。設置基準が厳しい)地域における障害者への理解・啓発(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・市の役員や社会福祉協議会の役員は早く変わりすぎる(鎌倉和楽会)
- ・市及び社協は年中無休であって欲しい(鎌倉市身体障害者福祉協会)
- ・あおぞら園の卒業生が訓練をする場が無い。活動場所がとり難い。福祉センターの1階部分の部屋を貸してもらえると有難い。土日に福祉センターを使うことがあるが、プロジェクターを使えるようにして欲しい(福祉・教育ネット)

## (2) 民生委員児童委員、NPO団体、福祉施設、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターへのアンケート

- ア 実施期間 平成26年8月8日～平成26年8月22日
- イ 実施対象団体
- 民生委員児童委員協議会  
(第1地区、第2地区、第3地区、第5地区、第6地区、第7地区、第9地区、第10地区)
  - NPO団体  
(青空自主保育なかよし会、やんちゃお、梶原遊び基地、NPO法人輝き・遊っ子楽っ子、青空自主保育にこにこ会、かまくら子育て支援グループ懇談会、ひなたぼっこ、成年後見サポート・文化財支援センター、鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会、NPO法人キャンナス、かまくら認知症ネットワーク)
  - 福祉施設  
(鎌倉静養館、鎌倉薫風)
  - 障害者相談支援事業所  
(あさひ訪問看護・介護ステーション、相談支援事業所 麦の穂、株式会社ハーモニー)
  - 地域包括支援センター  
(聖テレジア、きしろ、ふれあいの泉、湘南鎌倉、ささりんどう鎌倉、鎌倉静養館、鎌倉市社会福祉協議会)

### 【民生委員・児童委員】

- ・ 個人情報への壁、要援護者を把握できない
- ・ 地域のケアマネや介護施設との連携が不足
- ・ 災害時要援護者名簿の共有が出来ていない
- ・ 市からの要援護者情報の提供がないため、個人の足・熱意で稼ぐしかない
- ・ フォーマル／インフォーマルの地域ぐるみの活動促進と、包括ケアシステムの確立・充実
- ・ 民生委員と地区社協とは連携が取れている
- ・ 地域の中での分野を超えた、また、専門職と民生委員、地区住民、当事者家族の情報交換会や小地域ケア会議のようなものが必要

### 【子育て支援団体】

- ・ 支援の漏れや情報提供のための、子どもの人数の把握と提供
- ・ 自主保育団体同士での情報交換、情報共有の場づくり
- ・ 育児悩み相談や親子同士ふれ合いの場が必要
- ・ 託児機能と駐車場のある会議室がない
- ・ インフラが整っていないので、市外の行事・活動に参加
- ・ 自主保育17団体が結集して連絡会が作られているが、市の委託事業の受け皿になってしまっており、活動の飛躍が必要
- ・ 自主保育団体では虐待、貧困などをすくい上げられていない。親が出てこないと…
- ・ 市の課ごとの類似事業の整理・連携
- ・ ボランティアより就労を希望する人が増えてきており、人員(スタッフ)確保が困難

### 〔NPO団体〕

- ・ 成年後見の普及のための地域、包括、施設、NPO等の連携
- ・ 成年後見利用促進のセミナーや相談会の回数増
- ・ NPO介護支援機構と市社協の関係・連携がうまくない
- ・ ホームヘルプサービス連絡会は活動者が高齢化、生活支援だけでは採算が取れず連携不足
- ・ 地域で他団体との連携必要
- ・ ニーズに応え切れていない、協働できる仕組みを市・社協に作ってもらいたい

### 〔福祉施設〕

- ・ 有料老人ホームが地域と繋がっていない

### 〔障害者相談支援事業所〕

- ・ 通所困難利用者が多く、送迎のみを担ってくれる資源が必要
- ・ 相談支援事業所と、民生委員・地域、地域包括支援センターとの連携強化
- ・ 相談支援事業所と障害者サービス事業所との連携強化
- ・ 障害と高齢者分野、医療・教育分野との連携が必要
- ・ 障害者問題はどこに相談窓口があるのかも知られていない・・・地域連携、PRが必要
- ・ インターネットを利用できない人も多いため、事業所を紹介した冊子などが必要

### 〔地域包括支援センター〕

- ・ 非該当者への支援（地域での）が必要
- ・ 分野を超えた他機関との連携やNPOとの連携ができていない、これらに加え、インフォーマルケアとの連携などをすすめ、地域包括ケアシステム構築が必要
- ・ 7包括の連携会議を実施している
- ・ 地域（自治会）へのアプローチの仕方に苦慮
- ・ 徘徊認知症高齢者の検索システムの構築

**鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課**

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 (内線 2364) FAX 0467-23-7505

E-mail: [fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp)

URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

**社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会**

〒248-0012 鎌倉市御成町20番21号

TEL 0467-23-1075 FAX 0467-22-2213

E-mail: [chiiki@kamakura-shakyo.jp](mailto:chiiki@kamakura-shakyo.jp)

URL: <http://www.kamakura-shakyo.jp/>

鎌倉市の地域福祉を推進するための  
かまくらささえあい福祉プラン

平成27年度～平成29年度

鎌倉市  
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

